

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和8年5月13日（水曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午後 2時23分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山 名 正 晃	副委員長	小 野 耕 作
	委 員	柴 田 敏	委 員	林 恭一郎
	〃	山 田 雅 徳	〃	萱 野 哲 也
	〃	村 木 理 英		
(その他出席者)	副議長	三 上 周 治		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同主任	平 田 泰 介

5 説明のため出席した者の職氏名

政策監	難 波 敏 文	総合政策部長	入 野 史 也
政策調整課長	林 啓 二	財政課長	岡 真 里
保健福祉部長	横 田 優 子	こども課長	木 田 美 和
こども課主幹	河 原 幸 代		
文化スポーツ部長	丸 山 幸 司	スポーツ振興課長	渡 辺 真 之
生涯学習課長	小 原 靖 子	文化芸術課長	河 原 隆
教育長	小 原 敏 彦	教育部長	江 口 真 弓
教育部参事	田 中 よし子	教育総務課長	大 西 隆 之
部活動改革推進室長	西 浪 聰 郎	部活動改革推進室主幹	横 田 英 明
学校教育課長	村 山 俊	学校教育課主幹	別 府 直 樹
学校教育課主幹	佐 藤 亘	学校教育課主幹	西 恵 子
こども夢づくり課長	高 橋 伸 悟		

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

(1) 子どもの居場所について

(2) 教育現場でのカスタマーハラスメント対策について

報告事項

(1) きびじアリーナ等への空調設備設置工事の進捗状況について

(2) 総社市部活動改革推進計画の策定について

(3) 令和8年度全国中学校体育大会の開催について

(4) 野口絵子さんの「そうじゃこども未来大使」任命について

(5) 教育特区・小規模特認校・預かり保育の利用状況について

(6) 令和8年度保育所等の利用状況及び待機児童等について

7 議事経過の概要
別紙のとおり

開会 午前10時0分

○山名正晃委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項の（１）、子どもの居場所についての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

こども課長。

○木田美和こども課長 調査事項（１）、子どもの居場所について。小・中・高校生が子どものみで利用可能な施設の現状及び雨天時や夏の暑い時期、冬の寒い時期に子どもたちが安心して遊べる場所の現状について説明いたします。

別紙１を御覧ください。

こちらの資料は、小学生、中学生、高校生の利用及び子どもに関する施設等の全体を捉えるために、就学前年代や大人同伴が条件等についても加えた雨天時、夏、冬の時期における市内の公共施設等において施設ごとの利用条件を整理したものでございます。

利用形態、土日祝日利用、利用に適した年代区分、使用料の有無の区分分けをし、備考欄には、区分にはない予約や申請が必要など特記事項を記載しています。

利用形態としましては三つに分けて、①は子どものみの利用、②は親子で利用、③は子どものみと親子も両方利用可能としております。子どものみが利用可能であるのは、小学生を対象とした放課後児童クラブや放課後子ども教室、また就学前を対象とした一時預かりや休日保育です。親子が利用可能な施設は、親子ふれあいプラザや地域子育て支援拠点のつどいの広場、保育所併設の地域子育て支援センター、保育園や幼稚園、公立認定こども園の園開放となります。それ以外は、子どものみの利用と親子での利用、または小学生でも保護者同伴が条件など両方利用可能な施設となります。

現時点で公民館やスポーツ施設、文化施設、地域住民の交流施設、生涯学習施設、子育て支援施設において、様々な取組を行うことで子どもの居場所を提供しております。子どものみの利用できる施設がある一方で、事前申請や保護者同伴を必要とする施設、年齢制限のある施設など、利用条件や運用形態に違いがある状況となっております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 資料を作っていただいてありがとうございます。予約や使用申請が必要な施設がほとんどであるというふうに私は感じるんですけども、その日の天候を見て使うということがなかなか難しいのかなと。その日の判断で簡単に使えるというか、使うことに関して予約しなければい

けないというハードルがあると思うんですけども、そのあたりは特に御認識はありませんか、どうでしょうか。

○山名正晃委員長　こども課長。

○木田美和こども課長　村木委員の御質問にお答えします。

予約申請がほとんどであるというふうには感じております。そして、天候を見て当日利用したいと思っても、事前の予約をされていればお部屋とか使用できないという現状もございます。その違いに関してはそれぞれの施設の目的、用途、管理体制が異なるからと認識しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　結局、使い勝手が悪いという認識はあるということによろしいですか。

○山名正晃委員長　こども課長。

○木田美和こども課長　村木委員の御質問にお答えいたします。

使い勝手についてでございますけれども、一概にはそうとも言えないというふうに認識しております。予約がない状況であれば当日でも利用できる施設もあると認識しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　この辺は見解の相違かなと思いますけども、やっぱり自由に使えるという感じはないと思います、私は。その認識を高めていただきたいと思います。

それで次に、特に今回は小・中・高校生の居場所です、テーマが。その際、公民館や分館、それから長良文化センターとか中原会館、常盤集会所、上林会館などは、申請するとどういった利用ができるでしょうか。講座をされてると思うんですけども、講座の参加以外に部屋を借りて勉強したり遊んだりということが可能な施設になっているのかどうなのか、さらにグラウンドの使用は申請すれば可能なのかどうなのか、その辺いかがですか。

○山名正晃委員長　生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長　村木委員からの御質問にお答えいたします。

公民館の施設利用についてでございますが、講座以外に使えるのかという御質問ですが、空いていれば利用申請があれば、子どもさんだけの利用というのは責任者の所在とかもお伺いはいたしますけれども、空いていれば目的に沿った施設の利用であれば利用は可能でございます。

以上です。

○山名正晃委員長　村木委員。

○村木理英委員　どうもイメージが湧かないんですけども、こういった施設に子どもたちだけが自由に出入りして遊んだり、あるいは勉強したりというふうな環境にはなっていないように思うんですが、もう一回聞きますけども、市としては今の状態で子どもたちが自由に出入りして、そして勉強したり遊んだりするという環境が可能であるという認識でよろしいですか。施設の分館とか今私

が申し上げたような施設は、講座中心のように運営されているように思います。ですから、設営に関しても講座ができるような設営状態になってると思うんですけども、とてもじゃないけど子どもたちがそこへ行って遊んだり勉強したりというような環境にはなってないと思いますが、いかがですか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 村木委員からの御質問にお答えいたします。

確かに公民館、分館につきましては社会教育施設でございますので、自由に子どもたちが遊べる環境、施設の整備はできているところではございませんが、公民館には図書室もございます。図書室を設置しているところが昭和公民館や清音公民館でもございますけれども、そちらのほうは子どもたちが自由に本を読んで勉強もできる環境になっております。そのほか昨年の委員会、議会でも御質問がありましたクーリングの場所についての御質問がありまして、公民館のほうで対応を図っているところですけども、今年度西公民館のほうではロビーのほうを自由に使えるよう本も置いてありましたし、地域づくり協議会の方も利用されていらっしゃると思いますので、自由に出入りが可能な施設の位置づけのほうに整えるように対応しております。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 具体的に言いますと、公民館というのはなかなか管理されている方が必ず在駐してるといえることは言えますか。結局、事前に予約をするから鍵を開けてどうぞみたいな感じじゃないですか。いきなり行って、その中に入って自由に勉強したりというのは難しいと思うんですけども、そういう制度になってないですか、いかがですか。

それと、繰り返し言いますが、グラウンドなんですけども、これも勝手に子どもたちがそこへ入って遊んだりするということを認めてますか、どうですか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 村木委員からの御質問にお答えいたします。

公民館につきましては職員が3人体制で行っておりまして、誰かがいるようにはなっております。ただし、分館につきましては地域の方が分館長、分館主事をされておられますので、常時人がいる状況ではございませんので、利用については前もって分館長なり分館主事もしくは公民館長のほうに利用の申請が必要な状況になっていて、自由に出入りというのは難しい状況の分館もございます。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 長々言いますが、結局子どもたちの居場所づくりということでつくってないわけです、もともとが。だから、それをいろいろ理屈をつけて子どもたちも使えますよと一生懸命に答弁されるなというふうにうかがえるわけです、これは。だから、やはり子どもたちが自由に、例

えば長期休暇とかそういうときに自由に行って自由に過ごせるというところは総社市内にないと、小・中・高校生がと言わざるを得ないと私は思うんですけども。何遍も言いますけども、結局一々予約しなきゃいけないというハードルが1個ありますよね。それから、さっき言ったように全ての施設に誰か留守番がいるわけじゃないわけですよ。だから、なかなか自由に使うということに関して言えば非常にハードルが高いと思うんです。そういう認識を持っていただきたい、まず。

それと、加えて言うならその施設が子どもたちが遊ぶようになってないわけです、根本的に。講座とか受けるようになってるわけです、もともとつくりが。だから、そういう制度設計になってないわけですから、まずその御認識を高めていただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 村木委員からの御質問にお答えいたします。

ありがとうございます。公民館の施設につきましては社会教育施設ですので、村木委員のおっしゃるとおり子どもたちが自由に出入りできて、居場所としての施設整備ができておりません。公民館を建て替えとなれば、他市が行うように複合的な利用ができるような施設に改築、新設することも可能だと思いますけども、現時点では公民館が空いているときに御利用いただければありがたいという位置づけで公民館の運営をしております。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 今のいろんな設備の中では、実際問題小・中・高校生が自由に出入りできるような環境が総社市にないと私はもう断言できると思います。岡山県内15市ありますけども、そういう施設がないのは7市ないんです。岡山市は結局そういう子どもたちが自由に出入りできる施設が23、倉敷市は6施設、津山が4施設、玉野が2施設、井原も4施設、それから高梁が2施設、総社はかなり出遅れているという感が否めないと、このように思いますが、市としてかなりこの分野では出遅れてるなど、小・中・高校生の居場所づくりについて出遅れてるなどというような印象は一切ありませんか、どうですか。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

先ほどは総社市には児童館というものは無いというふうにはもちろん認識しておるんですけども、児童館については去年の11月の本委員会のときにも参考資料のほうを出させていただきました。児童館については、こども家庭庁のホームページを見ますと、全国で4,248箇所、令和6年10月1日時点ですけれども、こちらは児童館は昭和40年代から昭和50年代にかけて高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発や、いわゆる鍵っ子の増加等により急激に増加して、平成18年をピークに減少しているというふうな現状も認識しております。

先ほど言われました岡山県内の施設ですけれども、去年の資料でしたけれども、昭和時代に造ら

れたものが28箇所、平成時代に造られたものが19箇所、令和に限っては2箇所というところで、それも施設の老朽化等で令和2年の1箇所につきましては岡山市の藤田の児童館ですけれども、旧児童館を統廃合して管理をしているというふうなことも聞いております。

今回は小・中・高校生が自分で行ける屋内の市内等の施設というふうなことをまとめた一覧表にはなっておりますけれども、居場所、こちらの岡山市での児童館を利用している対象を岡山市の職員にお聞きしましたら、乳幼児が約5割、小学生が4割、中学生は1割弱8.8%、高校生は1.1%、また倉敷市は6割が乳幼児、小学生が3割、中学生が4.6%、高校生は0.6%、津山市は乳幼児が約5割、小学生が4割、中学生が5.6%、高校生が0.7%ということで、18歳未満の子どもが満遍なく利用しているというふうなことの現状ではないというふうにお聞きしておりますし、児童館の約半数は乳幼児が通える地域子育て支援拠点、それから放課後児童クラブも運用してるというところもお聞きしましたので、今回の現時点での公共施設等に限る一覧表でまとめましたら確かに予約が必要というハードルがあるんですけれども、子どもたちが自分で安心して利用できる施設であるというのも認識しているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 かなり市当局と一般の市民の方の認識の乖離があると言わざるを得ない。さっき御説明ありましたけども、今令和の時代で昭和とか平成の時代は全く関係ないんです。今の時代に適合したものがあるかどうかということです、これは。小・中・高校生が行くところがないって困ってるわけです。

この前の選挙のときに私は道路を徹底的にやってたんですけど、道路のことばかり言ってたんですけど、若いお母さんが私の話を聞いてくれて、村木さん、道路づくりじゃなくて、夏休みに行くところがないんだと、困ってるんだと、倉敷まで行かなきゃいけないとか、そういうことを言われてるわけです、実際。そこに問題があると私は思うんです、根本的に。そこを言ってるわけです。

加えて言いますと、私平成14年に市議員にならせていただいて、その最初の視察のときに群馬県の複合施設の児童館でした。なぜあのときにあの児童館に行ったのかなと。今思えば、もう24年前か、そのときにそういうことに総社市の当局はこの必要性を捉えていたんです、多分。私はあの頃あまりよく分かっていなかったですけど、あの頃から多分根強い問題があったんです、その当時総社市に。そこは児童館と学童保育と、それから高校生なんかがバンド練習できたりバスケットのミニバスができたりするような建物でした、複合施設。ああ、こういうのが今の世の中なんだなと思いました。平成14年です。今それがどういうふうに使われてるか分かりませんが、今の総社市民の方のいろんな若いお母さん方の悩みとして、この子育ての拠点に苦勞されてるという現状をまず強く認識していただきたいと思います。

昨今当委員会で早島町に視察に行かせていただきましたけども、これもやはり早島町が民間活力

を活用してやられてる、これは新しい取組です、民間活力。それから、近くで言うと、福山市がデパートの中にそういう施設をつくってるんです、民間活力を用いてです。もう市が単独でやるような時代にはなくなって、やっぱり新しい組立て方をしてるわけです。そこで、やはり総社市としても今この状態ではなかなか通えていない方が大勢いるわけですから、そこを十分酌み取ってやるという必要性を市当局が思っているのかどうなのかということです、これは。あまり今までの答弁では必要ないと言われてるようですけど、市当局は必要ないというふうに考えているということとでいいですか。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 必要ないとは全く思っておりません。子どもたちが望むもの、大人が思うだけでなく子どもたちが本当に望んでいるものというものを形にしていけると一番いいなというふうに思っております。長期期間中だけ利用が多い施設というのはなかなか単体で持つのは難しいかもしれませんが、いろんな施設と複合して何か総社市にふさわしいものがみんなと一緒に考えていけるのであれば、そういったものは考えていきたいというふうに思っております。なかなか平日お子さんも塾があったりお稽古があったり部活があったりで、保育にかけられる方は学童を利用されたりその他のものを利用されたりという中で、やっぱり皆さんにちゃんと使っていただける、これはいいなというものを議会の皆様と共に、そして市民、お子様の声を聞きながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 部長から答弁いただきましたけど、やはり当委員会としてこの問題について所管事務調査を継続して、ある程度の結果を出すという必要性はあると思いますので、そのあたりの話を委員会として取りまとめしていただければありがたいと思います。

終わります。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 おはようございます。私もこの問題について今村木委員と同じような感想を持ったんです。子どもの居場所と聞くと、どちらかというと自由に行ける、学校が終わって放課後そのままぶらっと行って自由に過ごせるというようなイメージがあります。でも、これを見るとやはり予約をしないといけないところがたくさんあって、自由には行けないなという印象が強いです。例えばこれから夏暑くなりますけど、子どもたちが外で遊んでるときにちょっと体がしんどいとか喉が乾いて仕方がないとか、そういったときにこういう居場所にぶらっと立ち寄って1時間、2時間涼みながら過ごしたいといった場合に、例えば予約が必要なそういった施設があったとしたら、そういったときに、いや、予約がないから駄目ですとは言えないと思うんです。そういったところはきちんとそういう対処はしてくださるのでしょうか。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 林委員の御質問にお答えします。

こども課が所管する施設においては、親子ふれあいプラザにつきましては予約申請が必要というふうなところで、鍵等がありますので、予約が入っていなければ閉まっている現状が実際はございます。ですが、予約をしたいというふうにこども課に一報をいただきましたら、予約が入っていれば鍵を、西部親子ふれあいプラザでしたら出張所のほうに鍵がありますので、開けてクーラーをつけて涼んでいただくというのは可能でございます。

それから、就学前につきましてはつどいの広場とありますけれども、やはり夏の暑い時期、クーリングシェルターの的に地域の方とか子どもたちが寄って涼んでいくというのは実際やっているところでございます。

こども課については以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 実際こういった施設が行けば子どもたちが安心して遊べる場所だと私も思います。ただ、例えば予約をしないといけないとか、そういうことになると、それが煩わしくて、本当は行きたいんだけど行かないという、行けない、そういった子どもたちもたくさんいるんじゃないかと思うんですけども、その辺の認識はありますでしょうか。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 各部の施設にまたがりますので、ちょっとほかの部にまたがる部分のお答えにも影響するかもしれませんが、煩わしいというか予約が必要だというところが自由度という面では低いという認識はございます。ないにこしたことはないかもしれませんが、みんなで使う施設なので、どうしても重なった場合とか、行ってやっぱり使えなかったということも逆に不利益になる場面もあるかもしれないし、施設の在り方によるかなと思いますので、一概に予約が煩わしいとも言いきれないなとは思っております。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 全てのお子さんが煩わしいと思ってるわけじゃないと思うんです。ちゃんと予約して行かれてる方もいらっしゃると思います。でも、中には予約しないといけないからというお子様は一定数はいると思います。ですから、いろんな理由があるんでしょうけども、やっぱり多少例えば条件を緩和するとか、そういったことも考えてみてはどうかなと思うんですけど。

それはそれとして、この居場所の利用人数です、いろんな施設がありますけど、年齢別とか放課後とか夏休みとかいろんな期間、時間でありますが、実際どのくらいの方がこれは利用なさってるんでしょうか。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 林委員の御質問にお答えいたします。

施設によっては子どもさんの利用の実人数を把握している施設もあれば未把握な施設もあるとい

うふうにあります。親子ふれあいプラザに関して言いますと、こちらはどうしても使用簿のほうに大人の人数、子どもの人数というふうに記載していただくような様式になっておりまして、延べの人数でしか分からないところがございます。令和7年度につきましては延べ人数で957人の子どもさんが利用されたというふうに実績としてあります。それから、就学前で言いますと、つどいの広場につきましては昨年度2箇所増やして6箇所になりましたけれども、4,767人の子どもさんが利用したというふうな実績のほうはございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 実はつい最近のことなんですけど、いろいろお孫さんとかお子さんがなかなか居場所に行けないんだというふうな声がかここ最近ちょくちょく入って実は来てたんです。それで、その居場所のことについて私ももう少し考えたほうがいいんじゃないかと思って今日御質問させていただいたんですけど、いろんな事情とかそういうふうなこともあるんでしょうけど、できるだけ子どもさんが自由に居場所に行けるような環境、そういう状況をできるだけつくっていただきたいと思いますので、よろしければこれからもそのあたりを考慮に入れてやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。答弁結構です。

○山名正晃委員長 答弁よろしいですか。

では、他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 資料作っていただいてありがとうございます。これ今日の調査事項で小・中・高校生の居場所ですね。今皆さんのお話聞いて、以前もあったように総社市は児童館がないじゃないとかそういう話もあって、本会議でも児童館が要るんじゃないかとかという話もありながら、結局それでもつくってないですし、そういう考えもないというのも分かってます。

結局、何が言いたいかといいますと、このニーズというのをどの程度把握してるのかなというところが重要だと思って、もちろん市議会議員である我々、林委員も村木委員も居場所がないとかそういう話、私も聞かされてますし、だからといって限られた財源で言われたものを何もかんもつくれるかというのが多分執行部側の考えであって、そこはある程度分からなくもないんですけど、結局何を居場所とするのかという。小学校には小学校の居場所があって、私の地元には夢てらすがあって小学校があって、子どもはそれなりに遊んで居場所もあるよと。この前、昨年ですと、子育て支援センター、今回の所管事務調査外ですけど、それはもう我々が調査して一つ増えましたし、そういったことでどういったニーズがあって何をもって居場所が欲しいのかというのをやっぱし把握しないと、もちろん今さっき言ったように親の考えもあるでしょうし子どもだけの考えもあるでしょうし、考え方によれば中学生で勉強がしたい子は図書館があったり、今言う公民館でも活用ができるんであれば活用すればいいと思いますし。とは言っても勉強じゃないよと、スポーツなんだという人もいればスポーツセンターもあったりして、それぞれのニーズが果たして、あれが欲

しいこれ欲しいって、かつてスターバックスコーヒーが欲しいとかあったと思うんですけど、それが全部応えられるかということじゃないとは思ってて、そこのニーズ調査を当局がどれだけしっかり把握してるのかということがないと、この資料だけをもって居場所がないね、少ないなというのは私言いにくいと思ってて、高校生にしてみれば我がところの娘も高校1年生になって、倉敷の高校へ行ってて、何やってるかといったら放課後アウトレットへ行ってサイゼリヤ行ってマクドナルド行って夕方9時頃とか帰ってくる、電車乗って。十分彼女にとっては居場所なんです。総社市にそれがあるかというたら、アリオがあるかといっただけで、それも一つの居場所なわけであって、そういう子もいるわけであって、そういうことをやっぱししっかりとニーズ調査した上で行政ができることというのを把握しないと、今単に居場所が少ないよねって、児童館がないよねだけじゃこの議論って語り尽くせないんだと思ってて、まずはそのニーズ調査というのをどういうふう認識されてる、市民アンケートなんかでも総合計画なんかにもアンケートがあって載ってますけれども、そういうものを把握した上で本当に総社市が必要かどうかというものが議論されるべきだと思うんですけど、そのあたりの考え、ニーズ調査というのをどのように御認識をされて今後していくのか、もしくはあるのかというところが重要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○山名正晃委員長　こども課長。

○木田美和こども課長　萱野委員の御質問にお答えいたします。

ニーズ調査でありますけれども、子ども自身に意見を問うた調査については、令和6年の総社市こども計画策定におけるニーズ調査で、小学校5年生と中学校2年生の児童生徒に子どもの居場所についてお聞きしましたら、94%の子どもさんが自分の家というふうに答えられました。自分にとっての居場所第1位は自分の家、そして続いておじいさんやおばあさんなどの親戚の家が小学校5年生、中学校2年生共通でありました。そして、第3位としましては、小学5年生では友達の家、中学校2年生ではクラブ、部活動、サークル活動の場所というふうが続いております。そして、自分の考える居場所とはどこかというふうにお聞きしましたら、落ち着いてくつろげる場所、好きなものがあったり好きなことができる場所が上位になっており、小学校5年生では自分一人で行けて好きなだけいられる場所、中学生では周りに気を遣わず、自分のペースでいられる場所というふうが続いておりました。

お一人お一人子どもさんの個性だったり特性だったり、いろんな自分に合った居場所を選択して、そこで過ごせる場があったらいいというふうには思っております。先ほど部長のほうも言われましたとおりに、クラブ活動や習い事で本当に忙しく過ごしている小学生のお子さんもしられれば、あまり外出を好まないお子さんもおられます。また、物理的な居場所だけではなくって、スマホを所持しているお子さんは多いというふうに伺っておりますけれども、オンラインの空間も自分の居場所だというふうなことも言われている子どもさんもおられます。

一方で、懸念されるのが居場所がないという回答をしたお子さんが小学校5年生では0.5%、対象者646人中3人、中学校2年生では0.9%、527人中5人、そういった居場所がないというふう

答えられている子どもさんがいるということですので、あらゆる年齢層に応じて自分が選べる居場所というのが総社市にあったらいいというふうなことは認識しておりますし、今の公共施設等で予約制が必要というふうなハードルが高い面も認識しております。もう少し広報等でしっかり子どもさんに分かる子どもの居場所の発信でありますとか、将来的に限られた財政の中でどういった子どもだけの児童館というものなのか、複合的に多世代が交流できる居場所づくりというものが総社市に必要なのかというあたりはますます検討していかなければならないというふうには認識しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 今の答弁を伺って、ああそうなんだと、市の認識ってそうなんだとよく分かりました。私は自分の薬局で働いてる親御さん、子どもは小学生です、ほんで学校に迎えに行っただけで留守番させるわけなんです。5時半まで働いてうちへ帰る。1人で留守番させるということです。ここに非常に不安感があるから、居場所があるとかじゃなくて、安心した居場所はありますかということです。これは根本的に安心した居場所というのは、結局お子さんもそうだし親御さんもそうです。安心してそこに子どもがいるなということを認めることができるかということが言いたいわけなんです、根本的に。単に居場所がない、それはあるでしょう、それはおうちに帰りゃいいでしょう。でも、今こっだけ物騒なときに子ども1人アパートに残して、それでまた仕事に行かなきゃいけないとかということが不安だということなんです。そこに問題があるんです、そこに。だから、ここにいれば安心だということが必要ということなんです、もともとが、スタートが。そういうところがなかなかないんで困ってるということなんです。

今総社市は人口は何とか維持してるという背景を見ても、お父さんお母さん両方働かれてる、ほとんどみんなそうです。だから、そこでお子さんが1人、子どもたちだけで何かしなきゃいけない、お姉ちゃんとか兄弟がいる場合はまだしも、一人っ子も多いわけですから、今。そういう子は非常に不安だということです。その他大勢いるということです。その認識を持っていただきたい、根本的に。ですから、例えば児童館みたいなところがあつて、ここに行くとけば安心だという立ち位置があるから、決して夏休みだけ暑いから行くところがないだけじゃなくて、勝負は平日なんです、平日、もともとが、基盤は。その認識を持っていただきたいと思います。何か答弁ありますか。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 長期期間中も大事でしょうし、今言われた勝負は平日ということで、平日にお子さんだけで留守番をさせるおうちがたくさんあると今お伺いしました。学童保育の存在であるとか、その辺の在り方ということにもなるのかなと。なので、全体をもう一度整理しながら子どもの居場所というものを必要なものを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 今部長が言われたとおり、結局学童保育だけで間に合わなくなってるんです。どんどん学童保育をつくって、市がつくってるところはあります。でも、それだけでは間に合っていないです、まだ現状は。だから、そこを補完する施設が要るんです、総社市は。そこがなかなか見えてこないです、実際。そこをやはりきちんと把握しなきゃいけないと思います。その辺お考えありますか、どうですか。

○山名正晃委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 総合的に考えさせていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

○村木理英委員 自由討議をお願いします。

○山名正晃委員長 承知しました。

村木委員、どうぞ。

○村木理英委員 テーマについては、こういう施設が総社市に必要かどうか実際。運営方法を含めていろいろ経費がかかる話ですから、その前に必要かどうか、まずそこです。そっからどのぐらいのお金がかかって、そこをいかにお金をかけずにやるかという順序立てになると思いますので、ぜひとも継続的な所管事務調査をお願いします。

○山名正晃委員長 承知しました。それでは、全ての事項が終了した後、委員間で自由討議を行いたいと思いますので、本件に対する質疑を中断いたします。なお、自由討議の後、必要がありましたら質疑を再開することといたします。

では、この際説明員の入れ替わりのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項の(2)、教育現場でのカスタマーハラスメント対策についての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

教育総務課長。

○大西隆之教育総務課長 失礼いたします。調査事項の2、教育現場でのカスタマーハラスメント対策につきまして御説明をいたします。

まず、総社市及び総社市教育委員会カスタマーハラスメント対策基本方針につきまして、教育現場としての立場で御説明をさせていただきますので、資料２－１を御覧ください。

まず、基本的な考え方では、教育委員会や市立の学校園、また教職員におけるカスタマーハラスメント対策についての目的等を示しておりまして、学校園に通う幼児、児童生徒及びその保護者や地域の方々に寄り添った対応に努めるとともに、保護者等からいただきました意見、要望につきましては教育の質の向上や業務改善につながるものとして位置づけております。しかし、過剰な要求や教職員の人格否定につながる言動、暴力などの行為は、教育現場の悪化や教育の質の低下を招く重大な問題と言えます。そうした行為に対しましては毅然とした態度で組織的な対応を行うなどカスタマーハラスメント対策を行うことで、教職員を守るだけでなく教育の質の向上、さらには信頼される学校園の運営を目的としていることを明記しております。

次に、２、カスタマーハラスメントの定義及び該当する行為でございますが、まずカスタマーハラスメントの定義につきましては、保護者等からの要求内容の妥当性に照らして、その実現のための手段、態様が社会通念上不相当なもので職場環境を害されるものとしております。また、カスタマーハラスメントに該当する行為につきましては、要求内容に妥当性がないものとして、過剰な要求や実現困難な要求、学校園に過失が認められないものなど、また要求実現のための手段、態様が社会通念上相当でないものとして、身体的及び精神的な攻撃や威圧的な言動、継続的に繰り返される言動、SNS等での誹謗中傷、過剰な謝罪の要求などを例示して挙げております。

次に、３、カスタマーハラスメントへの対応では、複数人での対応や組織的に対応することなどを明記しており、４、カスタマーハラスメントに対する取組では、この基本方針により教育委員会や学校園での基本姿勢の明確化や相談体制の確立、またカスハラ防止に関する情報提供や啓発活動の実施について明記しております。

続きまして、総社市及び総社市教育委員会カスタマーハラスメント対応方針につきまして、こちらも教育現場としての立場で御説明をいたしますので、資料２－２を御覧ください。

順に申しますと、第１、基本的な考え方では、先ほど御説明いたしました基本方針と同様に教育現場でのカスタマーハラスメント対策について目的等を示しておりまして、次の第２、カスタマーハラスメントとはにつきましても、カスハラの定義と該当行為につきまして基本方針と同様に示す中で、該当行為では類型別に分け該当する可能性がある行為をより具体例で示しております。これらはあくまで例であり限定されるものではありませんが、カスハラを判断するに当たり、言動の原因や継続性の有無などを定義や例示に照らして冷静かつ客観的に行うこととしております。

次に、第３、カスタマーハラスメントに対する姿勢等につきまして、まず１の教育委員会や学校園の姿勢としましては、カスハラ防止策に関する周知、啓発に努めつつ、教職員に対する相談体制や教職員が安心して働ける職場環境を整備することとしております。

次の２の教職員の姿勢といたしましては、保護者等の意見、要望には真摯に耳を傾け丁寧に説明することを大前提とした上で、教職員の言動が原因となってカスハラに発展することもあることを

認識するとともに、適切な対応を心がけ、カスハラが発生を未然に防ぐよう努めることとしております。

次に、３の保護者等の協力といたしましては、誰もがカスハラを行う側に成り得ることを御理解いただき、自らの言動に注意を払うなどカスハラ防止対策に御協力いただくことを上げております。

次に、第４、カスタマーハラスメントへの対応については、カスハラの類型別での対応例や対応フローを示しておりまして、まずは寄り添った対応を心がけることを前提とした上で、事実関係を正確に把握し、組織的な対応、毅然とした対応、法的な対応を行うことを明記しております。

最後に、第５、カスタマーハラスメントへの基本的な対策としましては、相談体制の整備、教職員への研修及び保護者等への周知、こういったことに取り組むことを明記しておるところでございます。

資料２－１及び資料２－２の御説明は以上となります。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 失礼いたします。それでは続きまして、学校現場での対応について御説明いたします。

初めに、学校にとってカスタマーとは誰のことかということですが、大きく三つあると思います。一つは通っている子ども、二つ目に保護者、そして三つ目に地域等外部等の方に分けられると思います。子どもからの意見や要望に対しては教育活動の一つとして対応しているため、今回策定の対応方針を適用することにはなりません。となりますと、本対応方針に沿った対応となるのは、保護者または地域等外部の方が考えられます。

このたび策定しました市の対応方針の基本的な考え方にありますように、真摯に受け止め丁寧に対応することを基本としておりますが、要求内容に妥当性のないものなどに対しては、相手が保護者である場合は対応が難しい状況も考えられます。と申しますのも、学校にとって保護者はただのカスタマーではなく、共に子どもの教育を行う協働者であるからです。生活習慣や家庭環境の近年トラブルが多くなっているＳＮＳ等の利用ルールなど、子どもの健全育成に家庭の協力は欠かせません。そのためには学校と保護者が手を取り合って同じ方向を向く必要があります。教育現場での保護者によるカスタマーハラスメントに該当する可能性のある行為は、この学校と家庭との教育方針のずれによって起こることが多くあります。

資料２の７ページを御覧ください。

こちらにカスタマーハラスメントに該当する可能性のある具体例が示されておりますが、こちらに示されておる中での暴言暴力型や揚げ足取り、脅迫型、権威型等の要求を実現する手段や態様が社会通念上相当でないものというものに関しましては明確ではありますが、例えば時間拘束型やリピート型にある長時間の電話、度重なる電話や正当な理由のない過度な要求の項目にあります過剰な配慮の要求等は、御自身の子どものためを思って何とかできないかという思いからの言動である

ことが多いです。そのため、妥当性がない、手段、態様が社会通念上相当でないからと一概にカスハラと捉えまして、先ほど御説明ありました10ページにあります対応例のような対応を一義的にすることは今後家庭と連携しての教育が困難になることが予想されるため、学校現場においてはなかなか毅然とした態度を取ることにちゅうちょしているところがあります。保護者との関係がどんなに悪化しても、欠席の場合は保護者に連絡しますし、学期末等に懇談は実施をいたします。そして、子どもは毎日学校に来ます。子どもにとっての不幸とならないことを第一に考えて対応しているのが現状であります。そして、そのために教職員が本来の教育活動に関わる時間が削られ、教育の質の向上が望めない状況につながるおそれがあることも認識はしております。

令和7年11月議会での一般質問におきまして、教育長が、厚生労働省の労働施策審議会の例示に照らし合わせてみますと、令和7年度に入ってから件数で言いますと10件程度あると答弁をしております。この10件程度といたしますのは全て保護者からのもので、このたび策定した市の対応方針に示されている具体例に照らし合わせますと、要求内容に妥当性がないもの、度重なる電話、過剰な配慮の要求といったものがほとんどであり、御自身の子どもに関わることであります。

16ページ、資料2－3を御覧ください。

このような状況の中で学校の対応としまして、項目1に記載のとおり小・中学校での対応としましては、岡山県が作成しております学校に対する苦情、不当な要求等への対応を活用し、組織的に対応しているところではありました。このような過度な要求あるいは正当とは言い難い意見に対しましては、担任や担当だけの判断ではなく管理職にも報告し組織として対応しており、市の教育委員会へも報告する流れとなっております。

そして、このたび策定されたことを受けまして、今後の対応としましては項目2のとおり、まずは基本方針、対応方針を学校の全職員に周知してまいります。また、教育委員会のウェブサイトにも掲載をし、広く周知してまいります。また、学校としましては、意見、要望に対して寄り添った対応でその理由や思いを丁寧に聞き取り、組織として子どもに対する教育活動として対応して、できることできないことを明確にして、できないことに対しては毅然とした対応をするということとし、教育委員会としてもバックアップしてまいります。学校職員に対しましては、研修等を通して、意見、要望等に対しては個人で判断せず組織として対応するよう組織力の向上と資質向上を図ります。加えて、未然防止の視点でポスターや保護者連絡ツールを活用してのカスハラに該当する可能性のある行為の周知、録音機能のある電話の整備を進めてまいります。

最後にお示ししておりますポスターは岡山県教育委員会が作成したもので、既にこの4月末に各学校に配付し、来庁者が確認できる場所等に掲示するなどの活用を促しているものでございます。

以上です。

○山名正晃委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 説明いただきましてありがとうございました。特にこのカスハラで特に教育現場であれば不当な要求等ということでもありますけども、まさしくこのカスハラ問題、不当な要求問題というのは私が議場でずっと訴え続けていることでもあります。少しこれが、最終的なゴールは私は条例化というところまで思っているんですけど、その前段ということで今回の対策基本方針というものが市役所と教育現場で実行されるということで、本当に前へ進んでいるんだなという、そういった実感を今持っております。

まず、お伺いしたいのは、この対策基本方針ということで、これは先日総務生活委員会では市役所に関係するところで答弁をいただいております。これは市役所とあと教育委員会との連名で作っているものでありますから、教育委員会側の意見であるとか、実際踏まえてこの方針にどのように教育委員会、また学校現場の声が取り入れられているのかという、その作成の過程をお尋ねしたいと思っております。お願いします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えをします。

策定の段階で、我々も素案の骨子は作っていただいたものに教育現場としてこういうものを取り入れたい、またこういう場所は適切、教育現場としては難しいというような意見を言わせていただいています。その上で策定はしております。何度か、一度だけではなく数度やり取り、何度も見て作成をしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 教育委員会としてはこれを策定するまでの段階でいろいろ意見交換はしているというお答えだったと思います。これは、学校のそれぞれの現場、例えばそれぞれ校長先生とかの意見を聞くというのはあるのかもしれませんが、実際にこれは学校の最前線で働いている学校の先生方には策定段階では特に意見聴取ができていたとか、何か参考、全ての先生じゃなくても結構なんですけども、意見を聞いているとか、策定までの間に関わっているということはありませんでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えします。

策定、昨年度から取りかかっているんですが、その中で学校長に少し意見を聞くことはありましたが、一般の職員の意見をヒアリング等で聞くということはいたしておりません。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 これ私は一般質問の場でもちょっと申し上げたんですけども、学校の現場の先生のお話とかを聞くと、先ほどの説明の中で昨年度私が一般質問した段階では年間10件程度というのが照らし合わせるとあるんだということでありました。誰とは申し上げませんが、実際に学校

現場の先生の話の聞くと、明確に定義するのはもしかしたら10件程度なのかもしれないですけども、そこに至るまでの段階のものというのはもっとあるはずだというような声というのは幾つかお聞きをしております。ということは、やはり学校現場の中の意見聴取のどれだけ酌み取りやすいかという体制であったりとか、どれだけこういったものを作っても現場の先生方まで浸透させるかというのが問題なんだろうなというふうにも私も思っておりますので、できればこれから周知のところになるとは思いますが、できる限り学校の現場の先生のところまでしっかりとこれを浸透していただく、校長先生止まりではなくて、校長先生から各学校の現場の先生に浸透していくんだと思うんですけども、しっかり浸透させて、浸透させるだけじゃなくって、ちゃんとそれが運営できるような体制というのをしっかりとつくり上げていただきたいと思いますけども、現状いかがお考えでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えをいたします。

もちろんそのつもりでございます。校長会等ではもちろん説明をしますし、文書としては発出して広く教職員に認識をしていただくというふうを考えております。また、10件程度と申しましたが、もちろん明確に当てはまるのがそうでありまして、それ以外にもたくさん件数があるということも我々は把握しております。ただ、学校としてはそれをカスハラなので、じゃあもう何度も電話あるので切らせてもらいますというふうに言うと、保護者であることがほとんどですので、なかなか言えない現状があって困っているということも十分認識はしておりますので、その辺を今後我々としましてもどうバックアップしていくか、またそういうことが起こらないようにするためにやはり未然防止の観点で職員だけではなく広く保護者の方等にも伝えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ぜひともよろしくお願いいたします。私はこの手の質問をするときに必ず申し上げてるんですけども、こういったカスタマーハラスメントであるとか不当な要求等から現場の職員や先生方を守るということを私はずっと申し上げております。ただ、守るだけをずっと言ってるわけじゃなくって、こういった仕組みとして守る仕組みというのをつくるということは、それだけ子どもたちや例えば市民、保護者の方、地域の方と接するには、これまで以上に気をつけていただかないといけないという、先生方公務員としてでしょうけども、責務というのがありますので、ただただ守るんですよとか、ただただ度を超えた意見というものに対してはノーですよと言うだけではなくって、こういった守るということはこれまで以上にしっかりと働く側というのは気をつけないといけないんですよって、これをちゃんと前面に出していただかないと。これをこれから保護者の方や地域の方に周知していくのであれば、そのの部分もしっかりと押し出しをしていかないと、ただただ守るということだけが先行してしまうと、逆にいわゆるユーザー側からは悪い印

象を持ってしまうと思いますので、まずは周知、その周知の方法、我々もしっかりと対応しますよというのも前面に押し出していきたいと思います。この件についてはいかがお考えでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えします。

御指摘のとおりやはりまずは学校の職員がそのような意識を持って保護者の方や地域の方と接することはとても重要なことだと感じております。基本方針の中に職員等の責務というところでも示されてありますように、あくまでこれは無理難題や過剰な要求に対して毅然とした態度を取るということだけではなく、そういうふうにならないように我々職員も気をつけて、意識を持って対応していかなければいけないというところもしっかりと伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。ぜひともその辺も伝えてまいります。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 少し気になるというんですか、私もあまり大声でどなったりとかするタイプではないんですけれども、やっぱり時々かっとくるときもあります。保護者の方も言いたいけど抑える方もたくさんいらっしゃると思うんですけど、やっぱり我慢できなくなってそういう言葉が出たりいろんなカスハラが起こるのかなとは思うんですけれども、それに対して職員のほうに原因があったのではないかなという、そういうのも懸念されるんじゃないかなという、市の職員のカスハラのことこの前お話があったのですが、そこがちょっと気になって、一応組織的に対応されるというふうには言われたんですけども、教職員の方が上司にこういうことがあったというのは行くけど、保護者の方の声がその上司や組織の中にしっかり伝わった中でどういう対応をするかという、そういう組織的な、だから一方的な声だけでこういうことがあったよ、それは駄目だ、こういうことで対応しなければいけないというか、保護者の方にも何かそういう気持ちがあったんではないかなというのを私が保護者の立場であればというのがあるので、やっぱり両方からの声を聞く、第三者が両方の意見を聞いた中でどちらに負があるのかという、その辺も含めた対応というのも必要ではないかなというのも思いますので、この組織的な取組というのが具体的には書いてはありませんが、そういう意味では保護者の意見も踏まえた組織的な対応も必要ではないかなというふうに考えていますので、何かその辺でお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるように、やはり最初の教職員との対応ですとか、そのときの初動の対応が適切ではないがためにそのように事態が大きくなるというような案件もあると認識をしております。やはりそのためには、我々教育委員会としましてまずは職員向けに、先ほども申しました責務というところ

ろでもあるんですが、まずはそういう職員の姿勢、また自分で、具体的には自分の判断だけでその場で保護者の方と担任が直接話をしている中で、管理職に持っていく前にちょっとそれは難しいですってその場で判断してしまうようなことも結構聞いたことがあります。それがために本当にできないのかとか、なぜだということで大きく発展するようなこともありますので、やはり自分だけの判断で回答しないというあたりですとか、少し検討が必要だというような意識を教職員が持つということはとても重要なことだと思っております。この辺職員研修等を通して我々としても教職員の力量の形成に努めたいと思っております。ありがとうございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 今日の調査事項、教育現場でのカスタマーハラスメント対策ということで、これ今見たら、総社市と総社市教育委員会、教育委員会全般、ここの委員会は教育委員会の話をすることなんですけど、今聞くと教育委員会でやりますよって、学校園にも言いますよということなんですけど、指定管理先はどうなってますか。指定管理先への対象、例えば学童です、私のところにも相談があったりもするんです。そういうふうなカスタマーハラスメントを受けて、精神的に長期休暇、そして辞められたとか、そういうことで大変な御苦労をされたんだということも御相談は受けたりしてて、これって指定管理先の職員というのみなし公務員ということになってて、そこもこれに該当してくるんだと思うんですけど、そのあたりのほうに対しての対策というか、そういうのはこれ載ってないんですけど、もう指定管理先は指定管理先でやってくれよと、対応はもう我々しないからという対応なのか、それとも指定管理先に対してもこういうふうなものをつくって、そして研修もしくはそういうこともやるんでしょうか。ここらも私重要なことだと思ってて、教育委員会、市立、私立というところだけではないと思ってて、指定管理先も重要な教育現場の一つであります。はばたき園にしてもそうですし、あと学童保育もこの前3年の指定管理を受けてますけども、そこに対してもそういうふうなことで皆さんが守られているということをやっぱり言うべきだと思うんですけども、そのあたりの教育委員会のお考えについていかがか、質問させていただきます。

○山名正晃委員長 教育部長。

○江口真弓教育部長 萱野委員の御質問にお答えします。

とても鋭い指摘をいただきました。あまりなかなか今市役所職員、内部、学校のところぐらいまでは今考えてたんですけど、おっしゃるとおりやはり指定管理している側の責任というのもございますので、指定管理先の団体等にもこういった市の方針ができたということは周知していきます。さらにはどういった対応をするかといったところの研修というか、そういった指導もできたらと考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、ないようでありますので、この際私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

では、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時22分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の1、きびじアリーナ等への空調設備設置工事の進捗状況について当局の報告をお願いします。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 失礼いたします。それでは、きびじアリーナ等への空調設備設置工事の進捗状況について報告させていただきます。

資料3の1ページ目を御覧ください。

現在の工事の状況と今後の予定というところでございます。

まず、メインアリーナにつきましては内部でエアコンの室内機及び輻射パネルの設置工事が完了しておりまして、パネル周囲の壁と床の仕上工事に取りかかっているところです。外部ではキュービクルの搬入が完了し、受電に向けて結線作業に取りかかっている状況です。

今後、今月、内部では配管や床の仕上工事、外部では機械置場フェンス設置工事を行い、来月6月には総合試運転や各種検査などを行い、工事完了の予定でございます。なお、工事の工期についての遅れはございません。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

サブアリーナですけど、内部ではエアコン室内機の設置工事が完了し、内部清掃に取りかかっております。おおむね内部の工事は完了しているところです。外部につきましては、屋根塗装等外装工事が完了しておりまして、機械置場の仕上げ作業に取りかかっているところです。

今後、今月、外部では機械置場のフェンス設置を行い、来月6月には総合試運転や各種検査を行い、工事完了の予定でございます。こちらも工期に遅れはございません。

続いて、3ページ目、武道館でございます。

内部ではエアコン室内機の設置工事が完了し、壁の復旧工事に取りかかっているところです。外

部では弓道場と武道館の間の配管ルートの掘削後の復旧作業が完了しております。

今後、今月、内部では天井と床の復旧工事、外部ではキュービクル搬入後の決線作業を行い、来月6月には総合試運転や各種検査などを行い、工事完了の予定でございます。こちらについても工期の遅れはございません。

ただ、工事の契約については変更が一部生じておりまして、議員の皆様にも変更内容について通知させていただいてるところでして、専決処分の手続を行い、6月議会で報告をさせていただきたいと思っております。

続いて、4ページ目を御覧ください。

空調の設置工事が完了しますと、今後こういった利用料の設定をしていかなければならないというところなんです。条例の改正につきましては6月議会に上程させていただく予定です。本日はその設定の考え方について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、空調利用料設定の考え方です。3施設とも全館空調でしか効果を発揮しないということ、それからきびじアリーナ等につきましては大会等の全面使用よりも練習等で使用する分割の使用が多いということ、それから昨今の猛暑対策としてできるだけ空調を使っていただけの仕組みとしたいということを考えております。全面使用の場合のみ空調が入れる仕組みということにしますと、せっかく多額の経費をかけて整備した空調設備も、4ページ目の下にある県内ほかの体育館のように大会等でしかなかなか使われないという空調になってしまいますので、利用料金につきましては保守費用を含むランニングコストとイニシャルコストの一部につきましては利用者負担として設定していきたいと思っておりますが、できるだけ使いやすい料金設定を行うとして、特に夏の間、7月から9月の3箇月につきましては熱中症対策として部分使用でも空調が使えるよう、メインアリーナ、サブアリーナにつきましては7月から9月の3箇月間を夏期間として通常の施設使用料に一律加算する方式を今考えているところです。それ以外の時期の使用、それから武道館につきましては、全面使用のときに空調が使えるという設定にしたいと考えております。

この設定の施行につきましては公布の日からということで考えておりますが、7月から9月の3箇月間は周知・調整期間ということで考えておりまして、この間は空調使用料を無料で使用できるということにしたいと思っておりますので、条例改正の上程と合わせまして6月議会にその補償費の補正予算を計上させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 これは熱源は確かガスでしたね。写真にもガスタンクが座ってますけど、以前も話した、これガスの納入業者はもう決まっていますか。運営できるように。今後どういうふうに決まっていくんでしょうか。

○山名正晃委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 まだ納入業者のほうは決まっておりません。これから7月に向けて市に準じた形で入札をしていきたいと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 よろしいでしょうか。

では、他に質疑は。

萱野委員。

○萱野哲也委員 入札ということなんですけど、今言うように空調使用料が6月出ますよということで、ここでやると事前審査でやりませんけれども、だけどこの数字をたたき出すに当たって入札してみないと、大体の相場が分かってのことなんだとは思いますが、その入札で安くなれば、まだ入札の結果が分かってないのに空調の利用料というのが果たして妥当なものが出てるのかどうか、どういうふうな積算根拠を持ってやられたのか。これからガスの高騰まだあるでしょうし、そうなったらそうなったで今後条例改正もこの急激な物価高騰に追いつくようにしないとは駄目だと思うんですけど、今この入札が決まってない状況の中で、この数字、入札のときだって入札不調というのも出てる業者もあるとは聞くので、公共工事一般にです、全般にです、この社会情勢の中でガスだけじゃなくて。その中でこれが6月に出るというので、妥当性があるものなのかどうかというところをお尋ねさせてください。

○山名正晃委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 萱野委員の御質問にお答えします。

6月に補正で上げようとしてる補填する燃料費については、一般的な業者からのシミュレーションで7、8、9の3箇月間に熱源としてガスを使ったときにどれだけかかるかというもので補正予算としては計上させていただこうとは思ってます。ただ、ファジアーノとの契約の中で補償補填の契約をするときには精算的な形になるので、7月以降の納入で実際にその3箇月でどれだけかかったかというものを補償補填する、精算的な補償をしようと思ってますので、そこは実際には予算に対して差額が幾らか出る可能性はあります。

先ほどの料金設定のほうでも、ランニングコストについては同じように一般的なガスを使ったときの年間の使用料ということで算定してますので、実際には入札してみると少し使用料設定したよりももし安くガス代がかかるものになれば、少しはファジアーノのもうけが出るようになるかもしれないというところがあります。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 説明をお聞きしました。資料3の下に県内の空調利用料比較表ということをご参考に入れていただいております。代表的な大きいところ、ジップアリーナ、総合文化体育館と倉敷市

の福田公園の体育館で、すみません、空調方式これ対流式ってそれぞれ書いていて、本市の場合は対流式ではなく輻射式だったと思います。より高額なものを今回入れていると思います。利用料金の考え方なんですけど、導入コストは今回本市が導入する輻射式のほうが高いと、いわゆる風を出す方式に比べるとということですよね。ただし、これはランニングコストがこっちのほうがかなり抑えられるんだという側面があったと思いますので、今後利用料の設定を考えるときにこの3施設比較で参考で出していただけてますけど、対流式のエアコンの場合と輻射式のエアコンの場合とで条件がちょっと変わってきてるんじゃないかなと思うんですけども、そういったところもしっかり加味されて、例えば導入コストも含めた上で回収することも考えて使用料をつくっていくのか、それかもう導入コストは置いて、ランニングコストの部分だけを考えて値段設定をしていくのか、考え方、方針というのをお聞かせいただきたいと思います。

○山名正晃委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 先ほどの4ページ目の設定の考え方のところにも少し書かせていただけてるんですけど、利用料につきましてはランニングコストだけではなくて、修繕的な保守ではなくて年間かかってくる定期点検的な保守というものも入れます。あわせて、そのインシャルコストの一部というものも考えているところです。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 あまり深くは聞きませんが、その一部というのがどれぐらいなのかというので、また大きくこれ変わってくるんだろかなと思います。例えば本当に半分ぐらい近くまでを一部として利用料に乗っけていくのか、本当に1割以下で乗っけていくのか、どれも一部でありますので、そこは今考えている途中だとは思いますが、そういったところも含めて今後こういった金額が出てくるならば、そういった根拠も含めてお示しいただければいいのかなというふうに思います。

もう一点、実際に利用される団体、個人の方もいらっしゃると思います。施設使用料にこういった空調費というのがプラスでオンされていくというのは、公民館を借りてるときとかもそうなんですけども、今後の方針なんですけど、利用者の減免とかというのもこれ考えていらっしゃるものなんでしょうか。いわゆる定価みたいな形なのは決めますと。ただし、市民が使う場合は半額ですとか、いやいや空調費については実費ですとか、いろいろあろうかと思いますが、現時点での方針というものがあれば教えていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 施設使用料につきましては、高校生以下半額というものが今条例の中にはあります。ただ、電気代についてはもうどなたが使ってもランニングがかかってくる費用って変わらないので、今のところは高校生以下で半額とかというものは特に設定しようとは思っていません。市の事業であってもスポーツセンターは特に減免等してなくて、市のほうから施設使用料を払う形にはしてますので、今のところ減免というのも特にはないのかなという想定です。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 アリーナです、さっきお話あったように半面ずつ使うという場合があって、競技団体が違うという場合がありますよね。そのときに、こちらのクラブはエアコン要らないと、こちらは要るといったときに、料金設定が要らないと言ってるのにエアコンを利用してしまってラッキーみたいな感じになると、やっぱりおまえのところも出せみたいないざこざが起きるんじゃないかと思うんですけど、その辺どうですか。

○山名正晃委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 夏の間、7月から9月の3箇月間については、もう一律にお金を頂こうと。それはもう担当課としての考えはやっぱり熱中症対策で、快適にスポーツをしてほしいという、安全にしてほしいという思いがあります。施設使用料と同じように15分の1、卓球とかバドミントンは15分の1面しか使わないという使い方なんですけど、そうなった場合は全面の使用料を幾ら、空調使用料幾らとした上でその15分の1を頂くという形で考えてます。7月から9月以外の9箇月間については空調自体がもう全館でしか利かないので、その場合は半面使っても全館の部分のお支払いをいただけるならつけますという形にはなるんですけど。なので、双方、二組が使って、片側の方がもう全額払うけんつけてくれと言われれば、こっちの方はラッキーということにはなるんですけど、そこは条例の中でそれぞれ話合いをして、納めるんならというところまではもう書こうとは思ってないんですけど、話合いができるなら折半することも可能かなとは思っています。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 これは、私はもうきびじアリーナを使うときにはエアコンありきでやったほうがすっきりすると思います。だから、私はエアコン要らないというのはもう認めないと、いっそのこと。エアコンを必ずつけてくださいと、ですから料金はこうなりますというほうが分かりやすいと思いますけど。料金高いといっって言われるんだったら、申し訳ないけど使えませんみたいなことは言ったほうが分かりやすいですよと思います。これは私の私見ですけど。

○山名正晃委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 これがなかなか難しくて、今回も使ってる団体にいろいろ話も聞きながらこんなことを考えてるんですという話もしたんですけど、やっぱり安ければいいという方もいらっしゃるし、安くなり過ぎるといっぱい埋まっちゃうから、自分たちが使えないから高くしたほうがいいという方もいらっしゃるんで、なかなか考え方が全ての方を拾うというのが難しいところもあったんです。ただ、市としてはさっき申し上げたように夏の熱中症対策としても一律にずつつけるんで、皆さんにも分割して負担をしていただくという考え方を持って設定させていただくかなと思っています。

以上です。

○山名正晃委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりのためしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○山名正晃委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の(2)、総社市部活動改革推進計画の策定について当局の報告をお願いします。

部活動改革推進室長。

○西浪聡郎部活動改革推進室長 失礼いたします。報告事項(2) 総社市部活動改革推進計画の策定について御説明いたします。

学校部活動の地域展開等に関して、本市では令和4年度から取組を進めてきておりますが、昨年12月に国が新たなガイドラインを発出し、令和13年度までに休日の全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す方針を示しました。

これを受けまして、本市の部活動改革をさらに推進するため、資料をお配りさせていただいておりますが、総社市部活動改革推進計画を策定いたしました。

それでは、資料5を見ていただきながら説明させていただきます。

表紙裏に、はじめに、目次とありまして、1ページ、2ページにこれまでの学校部活動の意義、位置づけ、課題とその課題に対する国、県の動向を、そして3ページに総社市の学校部活動の現状を記載しております。

1ページ飛びまして、資料5ページを御覧ください。

令和8年度以降の計画を考える上で、今までの取組をまとめたものになります。総社市では令和4年度に準備委員会を設置し、同年11月にそうじゃ子ども議会を開催いたしました。そこでの生徒の意見から、親しんだ仲間、場所で活動したいといった意向を受け、できるだけ学校部活動の単位を維持した地域クラブへの移行を目指し、令和5年8月に総社市部活動地域移行推進計画を策定いたしました。この計画では、令和7年度末までに総社中学校と現昭和五つ星学園義務教育学校の部活動の休日の活動は全て地域クラブ化し、総社東中学校、総社西中学校では生徒や保護者の理解を得られ、さらに指導者の確保などの要件が整った種目の地域クラブ化を目指したものでありました。令和7年度末までに総社中学校と昭和五つ星学園義務教育学校のバスケットボール部を移行したSOWAバスケットボールクラブをはじめ、五つの地域クラブ活動の実施ができております。ま

た、拠点校部活動など地域クラブ活動への足がかりとする取組も実施いたしました。

このたび策定する総社市部活動改革推進計画は、これまでの計画を踏まえたものにすべく、6ページの改革の理念の下に取組を進めていくものになります。この理念でございますが、本市の中学生年代の子どもたちがどんな子どもになってほしいかという視点から3点設定いたしました。いずれもそうじゃ教育大綱の「総社を愛す子供」、「心優しい子供」、「礼儀正しい子供」をベースに、そうじゃ教育大綱が掲げる理念の具現化に向けより具体的で、なおかつ子どもが覚えやすいということも意識して設定いたしました。

続いて、7ページがその理念に基づいた基本の方針でございます。

8ページに、子どもたちの意向を取り入れた合同部活動や拠点校など、現在の学校部活動と可能な限り同じ時間、同じ活動場所、同じ仲間で行う「ブカツライクな地域クラブ活動」という本市独自の地域展開スタイルについて記載しております。

これを進めていく上での課題等を10ページ、11ページ、主な課題を6項目とその対策について記載しております。

12ページを御覧ください。

総社市部活動地域展開等のスケジュールでございますが、国は令和8年度から令和13年度までの改革実行期間を前期3年と後期3年に分割し推進するというふうに示しておりますが、本市では活動環境の急激な変化を和らげ、よりスムーズな地域展開を図るために2年ごとのフェーズに分け、令和8年度、令和9年度を準備・試行フェーズ、令和10年度、令和11年度を拡大フェーズ、令和12年度、令和13年度を完全地域展開フェーズとし、三つのフェーズで取組を進め、令和13年度末までに休日の部活動の地域クラブ化の実現を目指します。

最後に、13ページから15ページに各フェーズでの重点取組や目標値、またその中には平日の地域展開の推進といった、そういった検討事項を記載しております。

本計画は令和8年度から令和13年度まで、本市の部活動地域展開を推進するための基本となる計画でございます。今後も関係機関と情報共有しながら連絡を密に取り、よりスムーズな地域展開ができるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 ありがとうございます。部活動改革推進室の皆さんには御苦労さまです。いろんな調整が大変なんだと思います。まず、これ聞いとかなないと時事問題として、高校生の話でありますけどもバスの問題、多分ある程度想定の問題を準備されてると思いますけれども、我々中学校の問題として、これは地域移行することによってああいう問題が起きないのかということで、保護者からも心配の声も聞いておりますし、多分そういったことも懸念してると思いますし、総社市の部

活動改革推進室の皆さんは土日もあるバスの運行で学校のほうへ行ってるのも聞いてます、調整で。そういうふうに総社市においては大丈夫なんだろうとは思ってますけれども、これがさらに総社市教育委員会から離れることはないですけど、どんどんどんどん学校から外部に離れることによって民間委託、もしくは経営、経済優先で、物事が安いほうに、安ければいいってもんでもないとは思ってますし、そういうふうに管理が行き届かなくなっていくことの懸念がやっぱり今回の事故であるなど思ってます。そういうことも保護者の方が心配されてて、部活の内容というよりもまさにこの問題はどうかんだということを多くの方から声を聞いてますけれども、そういった方針、これをつくったときはその問題がなくて、ここに載せてはないんでしょうけど、こういうことも岡山県教育委員会のほうからでも指導も入ってますし、国のほうも何らかの動きがあるようにニュースでも受けてますけれども、こういったもの、今回のニュースを受けて教育委員会がどのような対策をしていくのか、今言う岡山県教育委員会からも通達が来てよく確認をするようにと来てるようすけれども、今後どういうふうに対応していくのか。まずはこれを聞いとかなないと、保護者の皆さんが心配してしまいますので、よろしくお願いします。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○西浪聡郎部活動改革推進室長 とても気になる場所ではあると思っております。安全管理という面に関しては、バス、移動の件についても今後何らかの文部科学省なり県なりから通知通達が来ると思っています。そのあたりを含めて対応していかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

部活動の地域クラブについて本市で運営しているバスについては、きちっと契約をして動いていただいている、それから緊急対応についてもちゃんと申合せをして運行しているところがございますので、そういうふうな対応を今後していく方針になっていくのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

それでは次に、報告事項の3、令和8年度全国中学校体育大会の開催について当局の報告を願います。

部活動改革推進室長。

○西浪聡郎部活動改革推進室長 失礼いたします。報告事項(3)令和8年度全国中学校体育大会、いわゆる全中の総社市開催につきまして御報告させていただきます。

資料5を御覧ください。

令和8年度全国中学校体育大会は、夏季大会の16競技を中国ブロックで開催いたします。岡山県では、ハンドボール競技、卓球、ソフトボール、柔道の4競技が開催されます。総社市では、ハンドボールを倉敷市と共同開催、卓球を総社市単独で開催いたします。この全中の2競技開催に向けて令和5年度から準備を進め、令和7年6月には総社市実行委員会を設立しております。

資料2ページに移ります。

この全中開催について、日本中学校体育連盟や競技団体との連絡調整のため、昨年度は週3回、岡山県中学校体育連盟卓球専門部の教員が1名派遣されておりました。今年度になりまして9月末まで毎日出張していただく形で準備を進めているところでございます。

また、各種目について少し細かく説明させていただきますと、まずハンドボール競技ですが、8月17日から20日の間、倉敷市の水島緑地福田公園体育館、川崎学園総合体育館、総社市スポーツセンター体育館の3会場で開催されます。総社市では決勝戦が開催され、その後表彰式、閉会式が実施されます。卓球競技は8月21日に開会式を実施し、3日間の競技の後、閉会式を8月24日に実施いたします。両競技とも約1,000人の選手、役員、そのほか多数の観客の来場を見込んでおります。

大会では、きびじアリーナ玄関前の広場に物販ブースを設置する予定です。その中に障がい者就労継続支援事業所の商品や市の特産品の販売を行うPRブースを設置することを調整して検討しております。

また、開催に伴う市の負担金でございますが、ハンドボール競技が125万円、卓球競技が203万3,000円と見込んでおります。

この大会に参加する全国の中学生在が気持ちよく臨めるよう、また開催準備に万全を期すとともに円滑な大会運営を行うため、中体連さらには関係市、県、その他関係機関と連絡を密に取り協力して準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 御説明ありがとうございます。これ見ますと、生徒役員というのがあるんです、ハンドボールが134人、卓球は71人生徒役員が入ってるんですけども、この生徒役員が私もよく分からないんですけど、実行委員の中に入ってやられると思うんですけど、実際に生徒ですから、ほかの一般の方等大人の人と一緒にやったりして、実はこれ教育的には非常にいいと思うんです。ただ、その問題は、多分緊張する中でやられると思うんですけど、そういった面で精神的な疲労ですとか、それから当然長時間になるとお疲れになると思いますし、暑いですから熱中症、そういった対策もしていかないといけないと思うんですけど、こういった生徒役員の方に対して何か特別に配慮してるようなことがありますか。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○西浪聰郎部活動改革推進室長 生徒役員についてでございますが、毎日たくさんの生徒に来てもらおうと思っております。それは、この大会を運営することによって、おっしゃっていただいたとおり教育的意義が大きなものがあるというふうに考えております。やはりそこで活動するに当たり配慮事項たくさんあると思うんですけども、まずは子どもたちの印象に残るところで、大会の役員のTシャツ等を着てやってもらうということで、その役割についてはやはり大人と同等というわけにはいきませんので、中学生ができる役割ということで役割分担をしてまいりたいというふうに考えております。また、体調面に関しては午前中だけとか午後だけというふうな形で半日で代われるであるとか、仕事の役割の内容によっては1日になるのかもしれませんが、そのあたりはこれから検討していくというところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ありがとうございます。

それともう一点、きびじアリーナでやる場合に全国から集まるとなると、例えば駐車場なんかかなり必要になってくると思いますし、ちょうどあそこは今下水を工事してますから、大変な混雑とか混乱もすると思うんです。それと駐車場の確保と併せてどのようなお考えでしょうか。

○山名正晃委員長 部活動改革推進室長。

○西浪聰郎部活動改革推進室長 駐車場等に関しましてですが、警備の体制を整えるよう計画をしております。警備に関しましては委託をする形で、駐車場含め卓球競技では5名、ハンドボール競技では夜間の警備も含めて、ちょっと人数今は把握してはいないんですけども、夜間の警備も頼むというふうなことで考えております。

駐車場の台数については、それぞれ大型バス、中型バス、それから個人で来るというところを来場についてのアンケートを取って調整していきたいというふうに考えておりますが、スポーツセンターのほうには多目的グラウンドに駐車をするということが出来ますので、インターハイでも随分余裕がある状況であったというふうに私見に行き行って把握しておりますので、全国中学校体育大会ではそれより規模も小さいですので、一般の車も含めて駐車可能なのかなというふうに考えております。

また、工事については不確定な部分が大きいので、今のところ6月末頃というふうには聞いております。そうならないようにということと、道路の混雑についても警備の方にどこまでお願いできるかというところを交渉しないといけないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 林委員。

○林 恭一郎委員 ありがとうございます。分かりました。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時0分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項4、野口絵子さんの「そうじゃこども未来大使」任命について当局の報告を願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 失礼いたします。それでは、報告事項4、野口絵子さんの「そうじゃこども未来大使」任命について御説明いたします。

資料6を御覧ください。

このたび御縁があって、環境活動家でありメディア露出もある野口絵子さんが、総社の学校教育に関わっていただける機会を得ました。このようなお話をいただいて、絵子さんの訪問が学校教育活動に資する有意義な機会と成り得るか等について事務局内で検討してまいりました。

次のページ2ページを御覧ください。

2ページのプロフィールに記載のとおり、絵子さんは様々なことに挑戦し、目標に向かって自ら課題を見だし取り組んでいる方であります。この絵子さんの姿勢は、環境や災害支援などの活動とともに、子どものキャリア教育においてロールモデル、つまり行動や考え方の手本となると判断をいたしました。そこで、総社の子どもたちの夢を育み、自ら課題を見出し切り開いていく力の育成を目的として、このたび絵子さんを総社市教育委員会の大使としてお迎えし、御自身の経験やその思いを子どもたちに直接伝えていただく機会を設けることで豊かな学びの場を提供しようとするものでございます。

また、絵子さんは、自然資源と暮らしに関心があり、現在在籍をしている大学の研究会でお米作りを行うなど、食と農業を通じて地域とつながる活動をしているとお聞きしております。このことから、初年度は小規模特認校としての特色づくりとして地域と連携した体験活動や豊かな自然を生かした理科教育に取り組んでいる秦小学校、神在小学校への訪問を検討しています。学校への訪問時期は、今後のスケジュールにありますように予算確保の必要もありますので、2学期後半として学校と調整をしているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 大使名、そうじゃこども未来大使ということで、目的の中にもう既に実践している野口氏にキャリア教育のどうたらこうたらで、子どもたちの教育にいいということで未来を切り開く力を育てるということなんですけれども、ちょっと整理をしていきたいと思つて、このそうじゃこども未来大使というのがこういった子どもたちが自ら切り開く、育成を図るためにこういう大使を必要とするんだということで何人か募つて野口絵子さんだったのか、それとも野口絵さんがいて、野口絵さんに学校教育のことをやらしてもらえばいいんだということでこの大使が後づけというか、結局野口絵子さん、多分市長でしょうね、市長との仲があつたんでしょう。何か学校のことをやってよつて、いい活動をしてるからということで、結局そうじゃこども未来大使というのが後からついたんだと私は思つて、そうじゃないんだつたらそうじゃないと言つてください。いや、こういうふうなことがいて、何人か人物がこういうふうな子どもたちの育成のためにこういった事業をしていきたいんだ、こういうことを総社市でしていきたいんだというのがあつて、何人かいて、野口絵子さんもあるよとか、プロ野球の選手もいたりとか、いろんな総社に縁のある人もいて、こういう人たちがいてなつたのか、そのうたつてです、それがどういうふうになつたのかというのをまずお尋ねをいたします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えします。

最初は野口絵子さんという方の存在が先です。ただ、それを必ず学校現場で教育として、私が認識してるのは何かできないかということではなくて、そういう方がいるということをお聞きして、それを教育委員会内でいいチャンスだと、学校で果たして本当に意味のある、子どもたちのためになるのかという協議をしました。その結果、学校に行つていただいたり子どもたちにいろいろなこれまでの経験を伝えていただくことが、子どもたちの未来を夢見たり未来に向かって頑張つていこうというような気持ちを育むのに非常に役立つだろうということで大使としてお迎えをしたいとお願いしたという次第でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 野口絵子さんありきでということで、いいですよ、何かの縁で野口さん講演してよとか、子どもたちのために何かしてくれつて、教育委員会内でも協議してこれが子どもたちのためになるんだということはいいいことでしょう。やらしてもらえばいい。初年度は秦小学校、神在小学校を中心に実施する予定ということで。

でも、やってみにや分かんじゃないですか。もう実際にそうじゃこども未来大使つてつけて、初年度はということは、もちろんお父さんのほうもそうですし、何ちゃら大使というの、もうつけてしまうと毎年のように予算が発生してくるんです。これ協議をしていい、協議してためになるということでやらしてもらふんだということはいいいですけど、まずはということは、もうずっとこれをしてもらふつもりなんですか。まずは大使をつける前に、いいことだと思うんでやらしてもらえ

ばいいじゃないですか。それで判断して、やっぱし野口絵子さんいいなというんであって、それで今後も他の学校教育に出向いてもらってやってもらおうというので、ほんなら大使という御相談が僕はあるべきだと思ってて、もう最初から、いいと思うんだ、いいと思うんだと言いながら、結局それしちゃうと、最終的にはずっと予算がかかってきて、協定と一緒にです、もう協定結んで断ろうにも断れない、失礼になっちゃいけないからとか。

結局、その検証が果たしてできるかどうかというところが、まずはここがチャンスだと思うんです、1発目大使じゃなくて。まずはやってもらえばいい、そこは否定しません、予算上げてもらっていいと思いますけれども、もう頭から大使つけてずっとやってもらうんだというのは、その後の検証も踏まえた上で、もうつけてしまったからには、やっぱしよくなかったねとは言わないのかもしれませんが、そういうふうなことになるんじゃないじゃないですか。そのあたりどうやっていくんです。大使をもうつけちゃった以上、もうずっと協定みたいなもんです。ほんで予算もかかってくる。でも、これいいよいいよと言って、この大使を決めることに関しては我々議決権ありませんけれども、でも、あなた大使ですよと言って、議会が否決ですって、そんなばかな話ないでしょう。そんなこともできないでしょう。だから、まずは大使をつける前にやってもらったほうが私はいいんじゃないかなと。それでよくて、議会の皆さんもすばらしいなって、野口絵子さん、ほんならもうずっと大使をやってもらえばいいじゃないかといったほうが、何か物事がスムーズに行くのかなと思ってますけど、私のお考えがどうかな、おかしかったらおかしいと言ってください。しっかり議論しましょう、この話を。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えします。

その辺の協議も実はしてまいりました。今後のことも今後考えていかなければいけない。我々としては、一度最初はおっしゃるようなどういう形で関わっていただくのか、今は学校とただこちらの押しつけでもなく、また絵子さんがやりたいことでもなく、本当の学校のニーズに合った活動とマッチしてキャリア教育に資するものにしていきたいと思っています。ただ、今後のどういう形で関わるかというのは、今後は今年のやった形を見て関わり方というのは考えていかなければいけないなと思っていますが、我々としては今年初年度だけではなく、来年以降も何らかの形で関わっていただきたいという思いがあって大使という形を取っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 じゃあ結局やったところで、ほんなら極端なことを言えば目的まで、いやいや、野口絵子さん結局お父さんのほう、野口さんのほうも自然環境というのがもともとテーマじゃったじゃないですか。あの方の講演や話を聞くと、やっぱし夢なんです、あの人が語るのって、将来に向けての夢。自然や環境じゃなくて、結局講演してる目的が自然や環境、それはその後の課外授業で山に登ったり自然のことも話ししてますけど、だけど自分がやった苦労話とかこういうことでや

ったんだというのは、彼の夢みたいな軌跡みたいなのを語ることによって子どもたちが夢を持っていくという、何かやっぱり違うんです、彼自身の。

今回もキャリア教育どうたらこうたらと言うけど、でもやっぱし実際野口絵子さんがやってることって、今言うお父さんみたいなこととちょっと違うよねって、もともと自然じゃない形の話だったよねってなったときに、結局もう変わってくるじゃないですか。そうなったら、結局大使名もそうじゃこども未来大使じゃなくて、逆に絵子さんがもう自然のことばかり言って、キャリア教育とは関係ないことを言ったら、また何か違うじゃないですか。お父さんのことを今話してますけど、お父さんも若干違うよねって、ニュアンスが。そうなってくると、じゃあほんなら大使名、目的、役割も結局変わってくりやしませんかということで、最初からもうこれでいいんですかということを探ねてるんです。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の再度の御質問にお答えします。

そのような方向性がどうなるかというあたりも確かに懸念材料としてあるんですが、我々としては、絵子さんのこれまでのキャリアやそういう生きてきた姿勢というものをぜひとも子どもたちに伝えてほしいと。その中で自然や今までの苦労したことももちろん含まれるんですが、あくまで子どもが未来に向かって自分たちで課題を見いだしたりチャレンジしていくところのきっかけになればいいと思っていますので、そのあたりは目的として大使としてお迎えするときにはお伝えはしていくというつもりではあります。あくまで向こうがやりたいということというよりも、学校や我々が求めている役割を果たしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 補正予算で計上ということで、これが事前審査になったら駄目なんで、事前審査になれば止めてもらって結構なんですけど、とは言いながらも、これを認めてしまうと結局後で補正予算が、いやいやこの方を呼ぶのに200万円かかってるんだ、300万円かかるんだってなったときに、僕たち否決できないじゃないですか。だから、協定の問題もそう、協定をする前には協定に係る費用が後にかかるから、どういう協定を結ぶんですかって事前に議会に知らせてくださいねって、今回も知らせていただけてますけど、だけど実際にこれがいいことをするんだからいいよいいよと言いながら、後でこっちへ上程してきた額がとんでもないことになったら我々も困るので、そこらを事前審査に当たらない範囲で、金額を言えとは言いませんけれども、言える範囲でこういうことをしてもらうのにこういう費用がかかるんだと、こういうことなんだということぐらいは伝えてもらわないと、ああそうかと、ここで議決権がないんで議決する場ではないんですけど、協議をする場なので、協議の範囲内でお答えができれば答弁を願いたいんですけど。

○山名正晃委員長 教育部長。

○江口真弓教育部長 萱野委員の御質問にお答えします。

補正予算は今まだ検討中というか査定中なので、はっきりした金額は申し上げられませんが、計上しようと思っている予算については講演等もお願いしようと思ってます。そういったことに対する謝金、1回10万円程度です。あとは関東のほうにお住まいですので、そちらから総社まで来ていただく、1泊で来ていただく旅費、本人のものと、あと随行の方、マネジャーさんぐらいだと思いますが、その程度を考えております。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 萱野委員の質疑と多少前後すると思いますけども、まずもう一度確認をさせてください。なぜこの野口絵子さんをこういった大使にふさわしい、お願いしようということになったんですか。いろいろあって御縁があつたと思うんですけど、何がその決め手となって野口絵子さんをお願いをしようということになったんでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えします。

まず、この大使は教育委員会として任命するものでございます。ですので、教育に資する活動をしていただくというのが一番の目的です。その目的の中で御縁があつてこういう方がおられるということで、彼女の生き方といいますか、これまでのいろんなことにチャレンジしたりとかしている姿ということが我々としては大使としてお迎えする一番の決め手になったということでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 先ほど来の質疑の中で、野口絵子さんありきで、まずこの人だと。どういうことをやらしてもらえるか、どういうことがお願いできるかというような答弁が最初にあったと思うんですけども、野口絵子さんありきだと仮定をすると、今までの答弁を聞いてるとそういった印象があったんですけど、なぜ最初にこの方だったのかという、いろんな方がいらっしゃる中でなぜその方だったのかという。はっきり申し上げますと、お父さんと我が市の付き合いというのが非常に長いわけですから、その中で娘さんである野口絵子さんというのが選択肢として出てきたんじゃないんですかというふうに思ってしまうんですけども、そのあたりいかがでしょう。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えをします。

野口健氏が総社にずっと関わっていただいているというのがきっかけで彼女があるということは事実でございます。ただ、それがありきで何か事業を始めることがマストというわけではなく、そういう方がおられるので、教育現場でぜひとも活躍していただきたいというふうに、何か彼女で事業することが、我々としましては学校へ行くことが前提ではなくて、そういう方がおられるのでぜひとも来ていただきたいという考えでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ということは、やはり野口絵子さんという方が最初に人としてあって、その人がいて、じゃあどういことが総社でできるのか、どういことをお願いしたいのかというのを考えた結果、そうじゃこども未来大使に任命していきましょうということになったということですよ。だから、まず本人ありき、候補者ありきからやっていくことが決まったんだということをお先ほどこからおっしゃっているようですけど、それはそうなんですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えをします。

まず、彼女がいたことは確かです。それを我々が認知して知った上で、総社市に関わっていただけないかということをお願いをしたという形です。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ということでありまして、じゃあお尋ねしたいのが、野口絵子さんでなければならない理由というのを教えていただきたいなと思うんです。野口絵子さんであるから、今総社市、本市の教育現場で抱えている教育的課題であるとか、そういったものが前に進むんだと、この方だから前に進むんだというそういった理由がどこかにあるはずなんですけども、それは一体何なんでしょう。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えします。

彼女でなければいけない、例えばじゃあ違う方で同じような方やもっとすばらしい方がもちろんいるかもしれません。なので、彼女じゃないといけないのかというふうに言われると、必ずしもそうではないと思います。ただ、彼女の持っている、例えば年齢が若くて子どもに近い存在で、子どもが自分の少し数年後の未来を描ける、描いたりするきっかけづくりになるですとか、そういうようなところも加味して、御縁がありましたので、ぜひともそういうところを生かしてキャリア教育をしていただきたいというような形でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。身近な世代だと。今ここの概要の目的のところにも、キャリア教育の一環として子どもの身近な世代のロールモデル、手本みたいな感じです、ということを期待しているんだということでありました。じゃあ、この方の経歴というのを見てみると、小学校は日本でしたと、中学校がお父さんの関係もあってイギリスの中学校でしたと、高校はニュージーランドでしたと。小学校は日本、中学校はイギリス、高校はニュージーランドって、そういった未来もあろうかと思いますが、なかなか特殊というか特異というか、そういった経歴の持ち主だと思います。

じゃあ、こういった流れで今日本の大学ですよ、こういった流れで行っているこの方を子どもたちの身近な世代のロールモデルで、総社市の活動は最初秦と神在ですよ、秦小学校、神在小学校の子どもたちに身近なロールモデルのキャリア教育の一環で、こういった動きをされている方を願うするんだという、何を期待しているのかが分からないんです。それであれば、こういった方を教育課題の解消に向けて動いていただくんであれば、総社市としては中学校は海外へ行きましょう、高校も海外へ行きましょうみたいな、そういった流れを学校として持ってるんだったらいいです。そういう学校だったらそういった方に来ていただくのは結構ですけど、恐らくそうじゃないはずなんで。なのにこういった経歴の方をこういったことを期待してやってるのかというのを具体的にお願いします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えをします。

私どもが認識していますのは、こういうふうにイギリスに行ったりニュージーランドに行ったりというのは、御自身の意思でこういうふうなことにチャレンジしたいということでこのような道を歩んだというふうに認識しております。つまり我々が、おっしゃるように彼女に求めているものは、海外へ羽ばたくですとか、そういうようなことを推奨するのではなく、自分の力で課題を持って、それが海外でなくても構いません、新たな土地で自分がチャレンジするですとか、それを持って次のステップに、例えば中学校もこちらの中学校は高等部もスライドというかエスカレーター式で行ける学校だったんですが、それをあえてやめて御自身でニュージーランドへ入ったというふうにお聞きしていますので、そういうふうな今の課題を持って、今ある現状だけではなく何らかの次のステップへ歩もうとするような姿勢というのを伝えていただければというふうに思っております。ただ、先ほど萱野委員の御質問にもありましたように、海外での経験とかそういうものが非常に教育に有意義なものであるということが今回1回目を通して感じるようなことでありましたら、またキャリア教育という視点でそういうようなところも視点として入る可能性はないかもしれませんが、今はそういう夢とかチャレンジする姿勢というところを伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 お考えは聞かせていただきました。ほかの方もいらっしゃると思うんで、最後にしようと思うんですけども、また経歴を見ますと、この方まだ大学3年生で実際学生さんなんですよ、大学生の方。この大学生の方、3年生ぐらいとお聞きをしていますけども、現役の大学生の方に実施日が2学期の後半から3学期の前半というところに、大学生の方に来ていただくこっちに、場合によっては学業というのをちょっとお休みして来ていただくであるとか、今後どうなるのか分からないというお話でしたけども、大学生の方がそのまま卒業されると基本は就職なり何なりとかという形になると思うんです。萱野委員との質疑の中で今後どうなっていくのか分からないとは思いますが、一旦大使に任命をしまして今後継続していきますよってなった場合に、今は

学生さんにじゃあそれを任命すると、将来にわたってどうなるのか分からない、大学3年生、4年生という段階のときにあえて将来を約束するような形の大使というものを事業の継続性としてどうなのかというふうにも思ってしまうんです。だから、そういったところ、今回限りになるのかもしれないし今後続くのかどうか分からないですけども、現役の大学生を学業をおろそかにしてまでこっちに来てそういったキャリア教育とかの話をさせるというのは、私はいかがなもんかなって、そういったところまでしっかり考えた上でこの事業をされているのかどうかというのを、私の質問最後ということでさせていただきます。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり今大学生で、今後の継続性のことを考えますと、就職されてどういうふうになるのかというのを今御指摘受けまして、おっしゃるとおりだというのを感じました。ただ、我々としては今後も何らか関わっていただきたいという思いがあるのと、学業に関しましては向こう側と調整をして、向こうにも無理のない支障のないような形で話を進めていきたいとは思っております。できる限り彼女の御自身の本来の身分であるものがおろそかにならないように配慮は必要であると御指摘受けて感じております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 どうもよく分からないんですけども、総社市が何を描いてるのかまず分からない。課題を見つけ出し実践するというんですけど、小学生の段階で授業という形で来るのか総合学習で来るのか、とにかく学校のカリキュラムで来るわけです。全くの素人がそういうことをやるのが果たして総社の子どもたちにとっていいことなのかどうなのか、これが非常に私は不可解です。教職の先生のプロがいるわけですから、小学校の先生が。小学校の先生がやりゃいい話です、これは。別にこの人にやってもらうことはないと思うんです。この人にやってもらわにゃいけないことが分らんです、実際。総社の小学校の先生は何をやっとなかと思うんです、逆に。それで、野口健さんはどうなっとなですか、これ。いまだに何かしとなですか、総社市で今後も。そこから聞きましょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の御質問にお答えをします。

野口健氏は、教育委員会としましては今の五つ星学園の名誉校長としております。年に一度来校していただいて、今年度も環境についての取組をしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 野口家にそこまで総社市が奉仕しなきゃいけないのかなと私は思うんですけど

も、食いぶちを与えるように野口家に、健さんに借りがあるのか分かりませんが、そういうふうに見えます。学童期から様々なことに挑戦し、課題を見つけ出し実践している野口氏って、何を実践しよんですか。山へ上がったのが実践なんですか。いろんな学校へ行ったのが実践なんですか。全然説得力がないんですけど、おすごいなと。この方若いのにすごいなと思わないです、全然私は。皆さんは思ってるかも分からない、私は思いません、少なくとも。説得力が全然ない。むしろ教育現場を荒らされるんじゃないかという心配です。全く知らない素人が小学生に接せられたら、後のケアが大事じゃないです、先生方の。後のケアが非常に先生方に負担をかけるんじゃないかと、現場が。特にこれ小学生の何年生に行くんですか、大体。小学生何年生、対象とするの、全学年。それはどうですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の御質問にお答えします。

小学校では低学年はちょっと難しいかなと思いますので、中から高学年とは思っています。ただ、学校のニーズですとか御本人に伝えていただきたいこと等もちょっと加味しながら、学校と話し合っていこうと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 今お話を聞いても非常に大ざっぱなんです、結局。例えば小学校3年、4年生という学年の子に情報を与えたら、非常に神経細胞が伸びる時期、シナプスが。そのときにソフトができるわけです、9歳、10歳。そのときに余計な情報が入ってくると、変な癖がつきますよ、これ本当に。そこは大丈夫ですか。そこら辺のことを十分にわきまえた人がやってるのかどうなのかということなんだけど、自分の経験でこういうことをやりましたという人が、単にまだ学生で社会にも出たことがない人です、そんなことをやるというのは非常に危険だと思います、逆に私は。今日は報告なんで、あまりこれをどうのこうのという場じゃないですけども、今説明を伺った段階では私は危険だと思います。

それと、教育現場が荒らされない担保が欲しい。教育委員会はウエルカムであっても、現場の先生はどうなのか、ここです。現場の先生に望まれて来るんだったらまだしも、教育委員会のレベルでこれいいからやろうねと言われたら、教育現場が大変ですこれまた、仕事が増えて。今日もあったでしょう、午前中にハラスメントの。ああいうのもあります、対応がまた出てきます、余計なことをやってると、ということを申し上げたいですが、何か答弁ありますか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。おっしゃるように、やはり我々の押しつけではいけないということは重々思っております。学校現場にもこのような方をどういう形で関わる形が教育として一番望ましいのかということ、そのために話し合いをして具体的に示すともうそれになってしまうので、あくまで学校サイドでこういうことをしてほしいというものを酌み取って進

めていきたいと思っています。

少し年齢の近い方が、また身近ではない地元だけではないいろいろな広い世界で活躍している人の声を生で近くで聞くことが、子どもの世界が広がって視野が広がるのではないかと、本来持っている力だけをプラス広げて世界へ羽ばたくような意識を持ってもらえることを期待して、そういうことを語っていただきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 やっぱりお話を伺っていると、現場からこういう先生に来てもらってこういう話を子どもたちにしてほしいんだという流れじゃないように思うんです、やっぱり。こういう人がいるから、こういう人を何とか使わなきゃいけないと、その犠牲になってるように思うんです、学校が、教育現場が、先生方が。だから、やっぱり現場が大事なんで、現場の先生の意向をきちんと聞いて、そうでなくても忙しいんですから現場の先生は。もうこれ以上仕事を増やさないように、今の内容を充実させるというところに力を入れるんだったらいいけども、またもう余計なものをぼんぼんぼんぼん放り込まれて現場は本当に大変だみたいなことが聞こえてきそうな気がするんです、私は。十分ここを確認しといてください。

終わります。

○山名正晃委員長 答弁よろしいですか。

(「よろしいです」と呼ぶ者あり)

では、他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 今村木委員はもう教育現場がと言っって、本当いい迷惑だと言いましたけど、僕はそうじゃないと思ってて、教育現場じゃなくて教育委員会がもう本当かわいそうだなというふうに。結局、こういう大使でいい人がいるからといって、今言う市長から声かかって、この人を何とかいいところで教育現場で使えないかということで、結局この議会で我々に対して根拠ある正当性を述べるために頑張られている。本当に教育現場だけじゃないです、教育委員会も上というか市長から何かいい方向でということやってるんだと思うんです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 村木委員から議事進行がありましたので。

村木委員。

○村木理英委員 あくまでこれ教育委員会ですから、市長部局関係ありませんから。あくまでこれは教育委員会の立場ですから、そこはお間違いのないようにお願いします。

○山名正晃委員長 という議事進行が。

○萱野哲也委員 (続) 分かりました。発言気をつけます。そういうことで、私はそういうふうに思っていて、教育委員会も大変なんだろうなと思いながら、ほいで最後に僕が言いたいのが、今言

うように教育部局で野口絵子さんという方をどういうふうなことで貢献してもらうかというところを一生懸命考えたんだと、この人ありきで考えたんだから、そういうふうなことになるって、それを我々にきちっと説明を、担保の取れる説明をしてくださってるんですけど。

これ、最後多分皆さんのところにも連絡があったとは思うんです。前教育長が、僕がいなくなった後、13日に所管事務調査があるんだと。それで僕は後ろ髪を引かれる思いなんだけれども、これを事前に言っとかないと、だからこの委員会前にこの話を報告の前に伝えたとかということで、多分いろんな委員に取りあえずあったと思うんです。そういうふうな過程で大変久山前教育長も今日この場、もう退職されておられませんけれども、そういった大変後ろ髪を引かれる思いなんだみたいなことで行かれたんですけど、新しい教育長はそれまでの議論に加わってなかったんだと思うんです。それで昨日就任ですか、就任の中でこの過程もきちっと教育長も分かって今回上がってきた。だから、僕は昨日なったから分かんないだというようなことはないとは思うんですけど、それはもう教育長というトップでこれを進めていくという思いがあるとは思うんですけど、今までいなかったときの協議も踏まえてどのような思いがあるのかなというところは気になるところなんですけれどもということで、いかがでしょう。

○山名正晃委員長 教育長。

○小原敏彦教育長 萱野委員の御質問にお答えします。

久山前教育長からはこの話は聞いておりました。先ほどから話が出ておりますように、いろんな条件の中で一番大事なのは、子どもたちにどういう目的があってどういう役割があって、子どもたちがどういうふうに成長していくか、そこが一番みそだと思っています。この事業に当たって、秦小学校、私も卒業生ですけど、秦小学校とか神在小学校の特区の生徒たち、野口絵子さんの自分が置かれた環境の中で歩んできた道、そういういろんな情報を得ながら子どもたちのひらめきとか、小学生ですからまず何を考えるかなとか、課題を発見して行動を変容させるとかすぐには難しいと思いますけど、総社市の子どもたちの未来を考えて一つのきっかけでないといけないと思います。

それから、委員の皆様の先ほどからのお話もおっしゃったことも十分入れて、今後検証ももちろん必要であると考えておりますから、有意義なものにしていきたいなと思っております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 確認をしたいんですけど、野口絵子さんいろいろ活動されているということで、こういう人をお願いをしよう、講演をしてもらおうというような答弁が今まであったんですけど、この方の講演とか何なりというのは聞いたことがあるんですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えします。

講演は聞いたことはありません。なので、講演だけではなく、今学校にも依頼はしてるんです

が、学校としては子どもと実際に触れ合って一緒に活動してほしい、その中で語ってほしいというような学校は思いを持っていますので、その線で今調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりのためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時41分

再開 午後 1 時41分

○山名正晃委員長 では、再開いたします。

次に、報告事項の(5)、教育特区・小規模特認校・預かり保育の利用状況について当局の報告を願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、報告事項(5)、教育特区・小規模特認校・預かり保育の利用状況について御報告いたします。

資料7を御覧ください。

こちらの表は、昭和五つ星学園を含め教育特区、小規模特認校の在籍児童数と学区外からの就学の人数です。参考に白い項目の欄は昨年度の同時期の人数をお示しをしております。

また、一番下、最下段を御覧ください。前年度比較の項目を御覧ください。

昨年比で対象のこちらに載っております学校園の園児、児童生徒数は全てで130名減となっております。令和7年度はそちらの横にあります10減と示しておりますのは、令和6年度との比較で10減だったんですが、今年度は令和7年度との比較で130名の減となっております。この130名のうち100名以上が幼稚園児の減少によるものでございます。

また次に、表の中列、区域外就学の数を御覧ください。

区域外からは、教育特区で前年比3名増の161名、小規模特認校で5名増の13名となっております。

全体としまして、先ほどお伝えしましたように園児、児童生徒数は130名減はしているものの、教育特区や特認校制度による就園・就学の数は増えていることから、園児、児童数の平準化には一定の成果が出ているというふうに捉えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

それでは次に、報告事項の(6)、令和8年度保育所等の利用状況及び待機児童等について当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○高橋伸悟こども夢づくり課長 それでは、報告事項(6)、令和8年度の保育所等の利用状況及び待機児童について御説明をさせていただきます。

資料8を御覧ください。

令和8年度の保育所・認定こども園・幼稚園入所状況及び待機児童の一覧になります。

上段のほうに令和8年度の一覧、下段のほうは参考といたしまして令和7年度の一覧を掲載をさせていただきます。

上段の令和8年度の一覧のほうですけれども、令和8年4月1日現在で施設種別ごとに年齢別で表したものになっております。表の一番上の行、未就学年代人口ですが、ゼロ歳児から5歳児までそれぞれ年齢を入れさせていただいております。総数が3,326人という形になっております。前年度と比較しますと、令和8年度は約180名減少となっている状態となっております。

その下2行のほうが保育所等の事業のほうになります。市内保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業を利用する園児数につきましては、総数のところにあります1,327人、認定こども園の保育部の園児数は434人、合わせまして総園児数1,761人となっております。令和7年度は1,744名となっており、このたび小規模保育事業が2施設増えたことに伴いまして総園児数は増加をしています。

また、その下3行が幼稚園、認定こども園幼稚園部の事業となっております。幼稚園の人数が594人、公立の認定こども園幼稚園部が104人、私立のやまて認定こども園の幼稚園部が8人となっておりまして、幼稚園の総数が706名となっております。令和7年度827人であり、令和8年度は前年度より比較しまして約120名減少しているという形となっております。

保育事業のほうと幼稚園事業の割合のほうで言いますと、全体の割合のほうにつきましては表の一番右から2番目のところに書いております。保育事業のほうが71%に対しまして幼稚園事業のほう29%、また同じように比較できるように3歳以上の割合で見ますと、保育事業のほう58%に対して幼稚園のほうの事業のほう42%という形となっております。令和7年度の数値と比較しまして、未就学年代人口として多かった5歳児のほう卒業したことを受けて、未就学年齢の人口のほう180名ほど減少し、保育所のほうにおいては小規模保育事業が2施設を新たに開設したこともありまして園児数のほうは増えておりますけれども、その分幼稚園の入園児数が減少したという形となっております。

また、中段のほうにあります令和8年度の待機児童につきましては、国の定義にあります待機児童に当たる児童のほうで10名、そのうち3名が市内の認可外保育所を利用されております。また、希望される保育所に入所できていない児童数が83人で、うち25人が認可外保育所を利用されております。待機児童数は令和7年度3人、令和8年度10人と推移しており、希望される保育所に入所できていない児童は令和7年度が120人、令和8年度は83人という形になっております。

今年度待機児童数を年齢別に見ますと、本年度は1歳児と3歳児が主体という形になっております。入所ができていない方々には大変な御負担をおかけしておりますので、今後速やかに入所がしていただけるよう、引き続き各保育所と利用調整等図ってまいりたいと思っております。

報告のほうは以上となります。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 よく地域の方から保育所に入れないという声もよく聞くんですけども、令和7年度から令和8年度で待機児童が若干であります。待機児童はあまり変わらないですね、希望する待機児童が大分減ってるという数字は出てます。この数字の変化というのは、どの部分が増えてどの部分が減ったとか、そういうところが分かれば教えていただきたいというのと、目標としては待機児童ゼロというのがここの目標なんですけれども、今後に向けてこのゼロに向けた何か取組なんか具体的にあればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○高橋伸悟こども夢づくり課長 柴田委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、希望する保育所に入所できていない児童数のほうですけれども、先ほど見ていただいた資料8の表中段のほうにあります希望する保育所に入れていない児童数の年齢別のほうと、表の一番下になります令和7年度の希望する保育所に入所できていない児童数、年齢別に表させていただいておりますけども、一番大きく減ったところが2歳児のところになります。令和7年度が57人いらっしゃったところに対しまして、令和8年度が21人という形で減っておりますので、その部分が大きく減ったところになるかなというふうに思います。ここの減った部分につきましては、やはり小規模保育事業、ゼロ歳から2歳までの受入れの施設を増やしたというところが一つ大きな効果であったかなというふうに感じております。

今後の待機児童対策のほうなんですけれども、令和8年度夏ぐらいにはすずらん保育園のほうで施設改修のほうで完了する予定となっておりますので、そちらのほうで園児数20人を増やす予定になっております。また、今後令和9年度に向けて新設の保育所を1園、それから既存の保育所の改修で定員を増していただくというところで、待機児童ゼロを目指していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

林委員。

○林 恭一郎委員 ちょっと関連した質問なんですけど、希望するところに行けない待機児童83人、これ地域によってどうなんですか。地域の偏在というのはありますか。どこの地域がそういう待機児童が多いのかとか少ないのかとか、そういうことはありますか。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○高橋伸悟こども夢づくり課長 林委員の質問にお答えさせていただきます。

やはり地域によって希望する園に入れないというところがあります。中心部の辺りです、この辺りにある保育所のほうを希望される方がやはり多いですので、そちらのほうを希望するけれども行けませんという方が多いようになります。川西のほうに当たるすずらん保育園ですとか第2すずらん保育園を希望される方というのは、逆にちょっと少なくなるかなというようなところがあります。ただ、そちらのほうも定員が空き次第こちらのほうからお声かけをさせていただいて、保育に欠ける優先度合いが高い方からそちらのほうでも紹介をさせていただいているという形にしております。

以上になります。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。今後保育所ができますよとか、そういうこともあります。それはいいことなんですけれども、ただ待機児童が多いから園を増やすんだ、増やしたらまた働きたいんだというふうな、こういうふうなサイクルになりつつあるんですけれども、よく市長が人口増人口増だって、総社市で一緒に住みませんかとかというふうに言って、いいことだと思います、否定はしません、言えがいいんですけれども、それを実際に総社市の出生数、もしくは他市から引っ越してきて保育に通う年の子がどのくらい入ってて、総社市はどれだけ必要なんだというような統計をしっかりと、多分この話も昔したと思うんですけど、高橋さんが当時課長じゃなかった頃したと思うんですけれども、そういうふうなものを把握しながら今後の新設もそうですし、人口増加、来てくれ来てくれと言いながら、結局子育て王国だからって、僕はあまりそれを引き合いに出すのは嫌なんですけれども、来てくれ来てくれと言いながら来たものの、保育所に入れないよというんであれば、それはやっぱ来ないでくれ、人口増を目指すんだというのを僕は抑えるべきだと思うんです。来てほしいのはほしいんです、だけれども、来たものの結局犠牲になると。待機児童、うちの子が入れなくて働きにも行けないって。倉敷にいれば入れたのに、高梁にいれば入れたのにというんであれば、それはちょっと残念なことなので、統計的に見て人口がどういう状態であれば、子どもの数がどういう状態であればこういうふうになるんだというのは計算をされてるんでしょうか。

片や市長は人口来てくれ来てくれって、ウエルカムなんだウエルカムなんだと言いながらも、こっちの整備ができてないというところがあつては僕はならんと思ってて、来てもらう以上はどうですかという大風呂敷広げて来てもらやいいんですけど、その辺の統計の計算や何やかんや整理ができていんでしょうか。それでこの待機児童という解消に向けているという施策というのはお持ちなんでしょうか。

○山名正晃委員長　こども夢づくり課長。

○高橋伸悟こども夢づくり課長　萱野委員の質問にお答えさせていただきます。

一応先々人口がどうなるかというところは、こちらのほうでも独自に計算はさせていただいております。過去に転入で来られてる年代のほうというのを随時見ていきながら、この先5年間ぐらいはどうなっていくかというのを推測を立てております。ただ、都市計画マスタープランとかいろいろ出ておりますので、その辺で人口の差が変わってくるところはあると思います。実際こども夢づくり課のほうに来ていただいて、総社に住みたい、保育所にでも入れないという声はやっぱりお伺いしますので、そこのほうにはしっかりお応えできるようにしていきたいなというふうには思いますので、まずは保育所のほうも実際100%を超えて入所していただいているというところになりますので、適正な入所の状況、保育の環境が適正に整うようにしていきながら状況を見ていきながら今後も対処していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○山名正晃委員長　萱野委員。

○萱野哲也委員　それはトップが来てくれ来てくれというのは当たり前なことなんですけれども、そこを宣伝する以上は子育て王国だから来てほしいんだ、うちに来ればいいんだということを宣伝するのであれば、そういったところも宣伝する方がそういったところも把握をしていただきながら、総社市の人口動態を考えていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうかと言ったところで、高橋さんは答えられないですね。となれば、特別職の政策監が答えていただくのが適切かなと思いますけれども。

○山名正晃委員長　政策監。

○難波敏文政策監　こういう状況についての協議は当然教育委員会のほうから市長のほうにも状況説明等をしていただいておりますので、今後の保育園の施設の増設、いろんなことも含めまして子どもの推移がどうなるかというのも市長のほうには情報を入れた上で教育委員会と一緒に協賛をさせていただいてるという状況でございます。

以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長　他に質疑はありませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

では、この後一旦会議を休憩し、自由討議を行います。

当局の方はここで退席していただいて結構ですが、必要が生じた場合は再度御出席をお願いすることもありますので、そのときはよろしく願いいたします。長時間にわたり御苦勞さまでした。

では、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時 58 分

再開 午後 2 時 7 分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、自由討議を行います。

それでは、調査事項の（１）、子どもの居場所についての自由討議に入ります。

御意見はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 答弁を聞いて思ったんですけど、やはり現状の把握をする必要があるかなと思います。

それで、結局共働きでお母さんが、常盤小学校の場合なんかは３年生までしか学童に入れないわけです、４年生からは自宅で留守番ってなるわけです。留守番するんだけど、女の子が１人で留守番するというふうになったときに非常に怖いということなんです。また、これ別の話ですけど、結局洗濯物が外に見えないように干すんだと、子どもがいないように見せかけるんだとか、それからまたこれ別ですけど、カーテンがちょっとでも開いたら中が見られるかも分からないんで、洗濯ばさみで閉じるんだとか、そこまで敏感になってるという現状があるわけです。ですから、要は居場所はないんです。だから、そういうふうな実態はやっぱりつかむ必要、現状を確認する必要があると思うんです、まず委員会として。その現状を確認した上で今後どういうふうに取り組むべきかということを議論するという手順が必要かなと思いますので、そういった方向で所管事務調査を行うべきじゃないかなと、まずこのように思います。

○山名正晃委員長 他に御意見はありませんか。

小野副委員長。

○小野耕作委員 私はずっと聞いていて、やっぱり文教福祉委員会が思う居場所というのと、それから当局が思う居場所というのが大分かけ離れているなと。萱野委員とか村木委員が言われるように、現状というものをしっかりと把握した上で議論はもっと深めていくべきではないかなというふうに思います。

○山名正晃委員長 ありがとうございます。

他に意見はありませんでしょうか。

萱野委員。

○萱野哲也委員　そういうふうにしていきましょうということで結構なんですけど、今回は調査内容が小・中・高校生ということで、今村木委員が言うように対象が比較的小学校、小さくてもいいんですけど、小学校が多分メインとして中学校もあってもいいです。高校生になると若干居場所という今事例をお話ししてもらいましたけど、高校生の居場所というのとちょっとジャンルが違ってくるのかなというふうに思っ、極端なことを言えば高校生であれば図書館であったり、今言う公民館が勉強ができたとか、そういう場は少なからずあると。じゃなくて、高校生の居場所、ほかに言えばマクドナルドに行くのも居場所ですし、スターバックスコーヒーに行くのも居場所であったり、そこをきちっとやっぱり整理して、対象が多分この今言う皆さんの思いを聞けば小・中というのがターゲットになってくるんだらうと思っ、そのあたりの居場所ということで整理をしていったほうがより一層深い議論がなされるのではないかなというふうに思っ、高校生は高校生も居場所がない方もおられるでしょうけど、今の皆さんの話を聞く中では高校生はジャンルを外して小・中でターゲットを絞って市政として何ができるかというのを共有していく方がいいのではないかなというふうに私は思っ、おります。

○山名正晃委員長　では、他に御意見はありませんでしょうか。

柴田委員。

○柴田　敏委員　特に皆さんの意見に反対とかということではありませんけれども、私も以前の仕事で高齢者の居場所づくりということで結構やったことがあって、今日どこに行くかというて行くところがないと、サロンに行くところがないとか、いろいろ居場所がないというのですごく悩みました。これも子どもも一緒だろうなというふうには思っ、います。

さっき村木委員が言われたように、家におけるのが居場所ということよりかは、今日は夢てらすへ行ってみんなであれしようやとか、今日はみんなで川へ行って釣りしようやとか、いろんな楽しみとかやりたいことで行くところも居場所であらうと。高齢者の人も1人でも何か写真を撮るのが好きじゃとか、いろいろ自分のやりたいことで1人で行くのも居場所じゃないかなと、そういうのをいろいろ論議したことがあるので、やっぱり子どもたちが行って楽しいなと、ここでみんなでわいわいしたいなという、そういう居場所が私は本来の居場所だろうなという。だから、先ほどの報告で3歳児未満でしたか、年齢は忘れちゃったんですけど、5割近くの人はお母さんとそこに行っ、てということがあるけど、それは本当の何か子どもが行きたいということよりかはお母さんの子どもとおる場所の居場所ということもある、そういう意味では子どもたちが本当に楽しく遊べたりとか勉強したりとか、そういう居場所というのが本来の居場所かなというふうになっ、たので、それが今の学童とかいろんな施設の中では自由にみんなが行け、てないというのはすごく感じていますので、そういうところを変えていくのか、やっぱりそういった本来みんなが行ける場所をつくっていくのかというのを引き続き何か論議したいなと、今日のお話を聞いて思っ、ました。

以上です。

○山名正晃委員長 他に御意見はありますでしょうか。

村木委員。

○村木理英委員 前段で萱野委員が言われてたんですけど、倉敷の高校生でいろんなところで居場所をつくっているみたいなの。結局、制度的に高校生がそういうところに寄り道していいのかどうなのかというのは別の問題として、確かに以前総社高校の生徒さんと話をしたときに、居場所がないと言うんです。ちょっとした飲物があって、ずっと長時間勉強できたり自習したりするような場所がないと。そこに非常に不便さを感じるという話があったんで、やっぱり小・中・高とカテゴリー別にどういう居場所が必要なのかということは委員会としてやっぱり研究して提示すべきじゃないかなと思いますので、付け加えてお願いします。

○山名正晃委員長 承知しました。

他に御意見は。

小野副委員長。

○小野耕作委員 あと聞き方も多分あると思うんです。居場所という定義が当局が言ってたような感じだったら、1人でいるところが居場所みたいなおかしいことになるので、場所をつくるありきというか、そういった聞き方もちょっと考えながらやったらいいんじゃないかなと思います。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 まさに副委員長言われるとおりで、安心していられる居場所です、いわゆる。単なる居場所じゃなくて、安心していられる、あるいは交流できる居場所とか、そういう形式的なものが要ると思うんです。単に居場所ということでまとめてしまうんじゃなくて、そういったことも配慮すべきかなと思います。

○山名正晃委員長 他に御意見は。

山田委員。

○山田雅徳委員 恐らく私がこの委員皆さんの中で一番問題意識が低いと思ってまして、何で必要なんだろうかという段階なんです。やっぱり自分が子どもだったときのことを考えるんで、今は時代が違うからそこに考えを改めないといけないんですけど、一番衝撃的だったのがさっきの村木委員からのお話の中で、僕は自分の家が一番安全で居場所だと思ってたんです。でも、現状子どもが1人だとそういう場所ではないというような考えを持たれてる保護者、親御さんがいらっしゃるとい話を聞いて衝撃的なんです。何よりも安全な場所というのは私は自宅だと思ってたので、そういったところから意識をどう前に向けていくかというのが必要なのかなというふうに思いました。

確かに就学前の子どもたちが1人で家にいるというのはなかなか大変な状況なんだろうと思うんで、それはそれで居場所が必要なんだろうと思いますし、小学生もある程度の年になったら別にもう放つときゃええじゃねんかというぐらいに思ってたし、そうだった子どもだったんで、そのあたりは考えを改めながら皆さんと議論をさせていただければいいのかなと思います。

居場所が欲しいというのは、確かに総社東中学校の生徒が、これは総社小学校の地域づくり協議

会の活動の中でだったんですけど、総社東中学校の中学生の方が同じように、先ほど総社高校生のお話出されましたけど、中学生もどこか帰りに寄りたい、居場所が欲しいとかというような御意見もあったので、部長の答弁でもありましたけど、大人が考えて大人が用意したものが本当にいいのかどうかも含め、場合によっては中学生や高校生、小学生の声も聞きながら、本当に彼らが求めているものというのを一緒につくっていく体制というのが必要ではないのかなというふうには思いました。

以上です。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 さっき山田委員言われたけど、まさに例えば総社に全く縁のないお父さんとお母さんがアパートに住んでるということをイメージしていただきたい。だから、そのアパートというのは隣にも全然付き合いがないわけです。昔の隣近所という付き合いは全くないわけです。だから、自分のおじいちゃん、おばあちゃんもいないわけです。だから、お父さん仕事に行ってて、お母さんも仕事に行ったら独りぼっちなんです。行くところがないから、アパートの中で留守番というか居ざるを得ないという環境が結構あるなということです。

だから、総社は人口が増えてるというのは、その側面でいろんな現象が起きてるんです。だから結局、便がいいから総社に住むと、仕事の関係で総社に住んだはいいけど、結局全然付き合いがないところに子どもが1人ぼつんとすると。やっぱり遊びに行くと言っても不安なところがあるから、うちでじっといと。うちにいるという存在を周りに示してしまうといろんな危険にさらされるから、ひっそり時間が過ぎるのを待ってるというのは非常に私はよくないと思うんです。だから、そういう子はお母さんも安心してどっかに行けば大人がいて子どももいて、何かけんかもするかも分からないけど、仲よく遊んだりもするかも分からないけどみたいなどのほうが安心じゃないかということをおぼろげなりに私は思うんです。その辺のところをもっと突き詰めて研究したいと思うんです、委員会だと思います。

○山名正晃委員長 他に御意見は。

林委員。

○林 恭一郎委員 私も言おうかどうかずっと思ってたんですけど、山田委員が言われたのでちょっと申し上げますけど、私もどちらかというと山田委員と同じような感じで思ってたんです、もともと。私が子どもの頃、今と全然世の中も違いますけど、やはり自分の家が一番好きで、友達が遊びに来たり、逆に友達の家遊びに行く、それが毎日のようにあって、それが外で遊ぶこともありますけど、私が以前居場所で困ったことがないので、今居場所がないと言われてもなかなか最初びんと来てませんでした。でも、いろんな地域の方からは本当に子どもの居場所がないんだと、そういうふうに多くの方から言われるんです。そこで、私ちょっと思ったのが、居場所を必要としているのは実態として子どもさんも必要としてるのかもしれないけど、親御さんが居場所を必要としているのかな、実態としてどっちが多いんだろうと。全体的に見ると、ちゃんと自分で居場所を見つ

けて、学校の放課後も過ごしてる方が多いと思うんですけど、居場所を求めている方のほうがたしか今日の数字でもかなり少なかったと思うんですけど、その中で子どもが求めているのか親が求めているのかという、そこは一つ疑問に思ったんです。

でも、それこそ村木委員も言われてましたけど、家に1人置いておくというのが親からすると不安になるというのは、それは当然そうだなと。そういう意味で言えば、そういうことのないようなそういう居場所も当然必要になってくるかなと思います。ですから、そういった本当に居場所がなくて困ってる方にとってどんな居場所が必要なのかというのはこれから考えていかなければいけないかなと思っています。

○山名正晃委員長 他に御意見はありませんでしょうか。

先ほどまでのお話をまとめますと、やはり居場所の定義というところを安心・安全とはというところのまず居場所の定義というところ。あとは本当にそれが大人が必要としているのか子どもが必要としてるのか。大人の考えであったり子どもの考えであったりというところもあるので、それに対する調査です。今の総社市内の現状というのは今日の資料でも出てきましたので、それがありませんでしたが、本当いうと子どもであったり大人であったり意見を聞く、そういう場も必要なのかなと思いましたんで、それに対する調査。あとは先ほどの小・中・高のカテゴリー、小・中で重きを置いていくのか、やはり高校も含めた上でやっていくのかということも含めながら、これはまた継続をしていきたいというふうな考えで、皆さんの今考えをまとめるとそういったところかなというふうには把握しております。

私もそう思う中で、居場所というのが例えば一つは児童館みたいな話にもなりますけど、そういうハード面がいいのか、それともやはり公民館の中にそういった避暑地というか、こういったフリースペースがあるんでどうぞ来てくださいねという夢てらすさんのような、ああいう場所とか、そういうのが必要かどうかというのも全て調査をしていきながら、あとは視察にも行ってみながら、これすぐにではなくって結構な長い期間がかかるかもしれないですけど、そういったところを調査してまとめていきたいなというふうには思います。

これで自由討議をここで終結いたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 ありがとうございます。これでもって、自由討議を終結いたします。

では、以上をもちまして本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時23分